

No.

平成 1 2 年度

特別案件調査団報告書

国別特設 インドネシア「地方自治行政」コース

平成 1 3 年 3 月

TCC

JR

01-1

序文

国際協力事業団は、広島県を実施機関とし国別特設インドネシア「地方自治行政」コースを新設することとし、同コースを現地インドネシアのニーズに対応した研修内容・カリキュラムの開発を行うため、インドネシアにおける地方自治行政の現状と今後のあり方について情報・データ等を収集・分析することを目的として、平成12年度11月に、(財)ひろしま国際センター研修部研修第二課長 西迫 辰美 氏を団長とする特別案件調査団を派遣しました。

調査団は同国政府関係者らとのインタビューや意見交換を行い、地方自治分権化を進めるインドネシア国の現状・課題を調査し、帰国後の国内作業を経て調査結果を本報告書に取りまとめました。

本報告書により、インドネシア国における地方自治の現状、地方分権化に伴う諸課題について関係各位の一層のご理解を頂くとともに、新規コースの実施によりインドネシア国と日本の友好・親善の発展に大きく寄与することを祈念します。

終わりに、この調査に多大なるご協力とご支援を頂いた関係者の皆様に心から感謝の意を表します。

平成13年3月

国際協力事業団中国国際センター
所長 駒沢 彰夫



写真1 内務地方自治省地域開発総局（BANGDA）での協議風景



写真2 国家開発計画庁（BAPPENAS）での協議風景



写真3 内務地方自治省地方自治行政総局（PUMDA）での協議風景

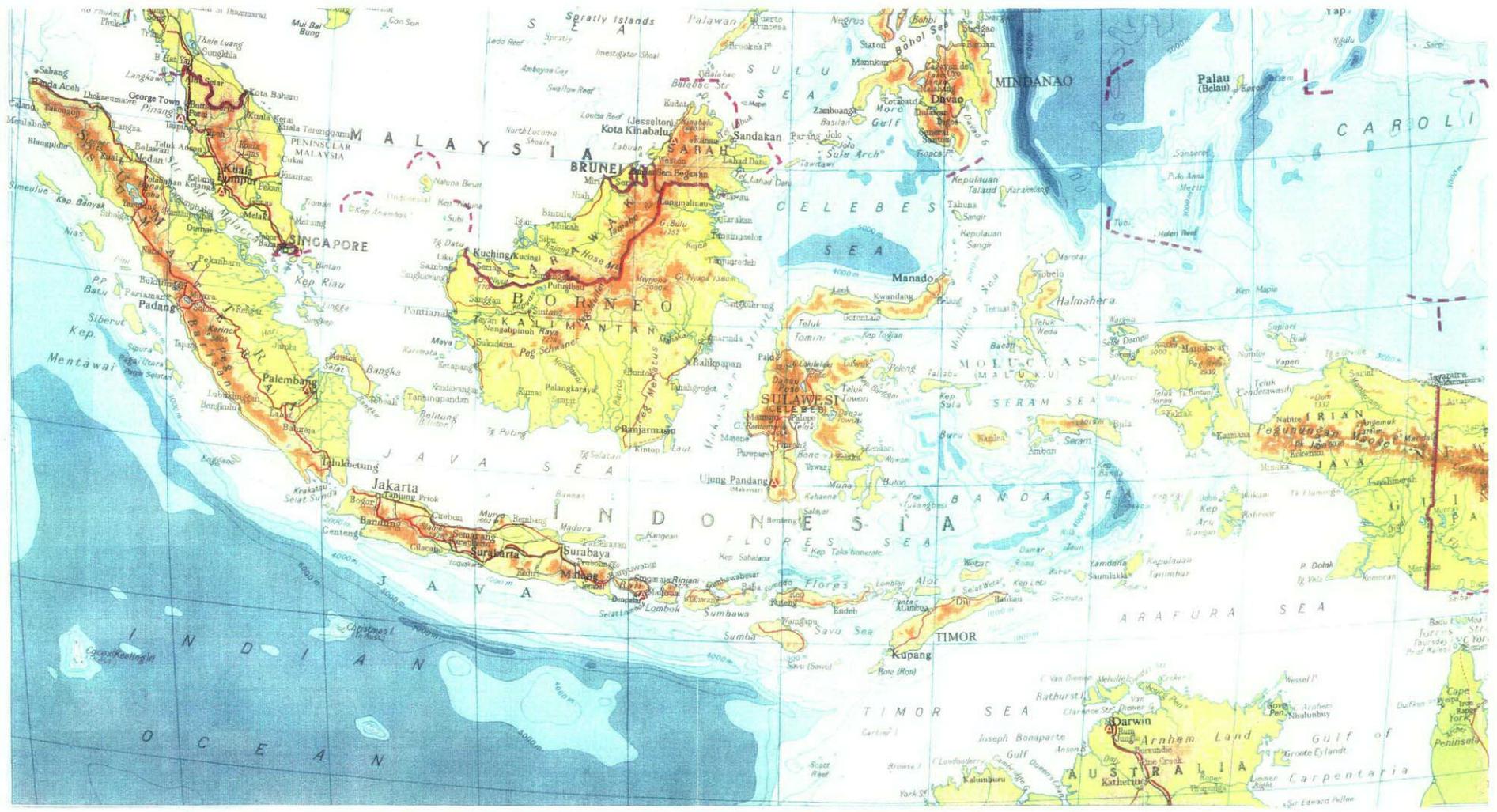


写真4 西ジャワ州開発企画庁（BAPPEDA）での協議風景

INDONESIA



200 150 100 50 0 100 200 400 600 800 1000 Kilometres



目次

序文

写真

地図

目次

- . 調査の目的と概要
 - 1 . 調査の目的
 - 2 . 調査の背景・経緯
 - 3 . 調査団の構成
 - 4 . 調査の日程
 - 5 . 面談者一覧
- . 調査内容
 - 1 . 定員・対象者
 - 2 . 実施時期
 - 3 . 研修内容
- . 調査結果
 - 1 . 定員・対象者
 - 2 . 実施時期
 - 3 . 研修内容
 - 4 . その他
- . 調査団所感

別添 1 協議概要

別添 2 インドネシア地方自治関連二法条文（和訳） < 収集資料 >

別添 3 インドネシア国家開発計画(PROPENAS)の概要 < 収集資料 >

別添 4 国家開発における主要課題（骨子案） < 収集資料 >

別添 5 平成 1 2 年度 インドネシア「地方自治行政」コース実施要領

．調査の目的と概要

1．調査の目的

本件調査は平成12年度に広島県との協力により新設される国別特設インドネシア「地方自治行政」コースに関し、同コースを現地インドネシアのニーズに対応した研修内容・カリキュラム開発を行うためインドネシアにおける地方自治行政の現状と今後のあり方について情報・データ等を収集・分析することを目的とする。

2．調査の背景・経緯

インドネシアにおいては、1998年5月のスハルト政権崩壊後、地方分権の流れが加速しており、1999年5月には地方分権化関連二法（地方行政法、中央地方間財政均衡法）が成立した。これにより、中央政府の権限は外交、国防、司法、金融・財政、宗教、各種マクロ政策（国家計画、人材育成、戦略的技術・天然資源利用）等に限定するとともに、地方政府（州、県・政令市）に対して一定の自治権を与えることが予定されている。

一方、権限の委譲を受ける地方政府（州、県・政令市）は、今後自ら主体的に自治体運営を行うことを求められ、地域のニーズに基づいた効果的な行政の実施と公共サービスを提供していかなければならない状況となっている。

こうした状況に対応するためには、地方自治、権限の委譲に携わる中央政府の行政官の啓発・能力向上とともに、地方政府の組織構造や人事制度の見直し、地方政府行政官の財政管理、政策企画立案、実施等の能力向上が不可欠となっている。

インドネシア政府はかかる状況のもと、公務員研修に関する技術支援を日本に対して求めてきており、日本政府は2001年3月より開始予定のプロジェクト方式技術協力（「インドネシア公務員行政能力向上プロジェクト」）による協力をはじめ、本件国別特設研修コースの新設等によりこの要請に応えていくこととしている。

3．調査団の構成

総括／公務員制度	西迫 辰美	（財）ひろしま国際センター研修部研修第二課長
行政サービス	岡 浩二	広島県総務企画部国際交流課主事
研修計画	佐藤 知子	国際協力事業団中国国際センター業務課長代理
調査監理	甲賀 大吾	国際協力事業団中国国際センター業務課
現地参団	花井 正明	国際協力専門員

4 . 調査の日程

日順	月日	曜日	調査行程
1	11/26	日	関空発 JL713 12:00 ジャカルタ 19:55
2	11/27	月	AM : 日本大使館、JICA 事務所表敬 PM : JICA 専門家との協議
3	11/28	火	AM : 内務地方自治省地域開発総局 (BANGDA) 国家開発計画庁 (BAPPENAS) PM : 国家行政院 (LAN)
4	11/29	水	AM : 内務地方自治省地方自治行政総局 (PUMDA) PM : 州政府視察のため地方へ移動 (視察先 : バンドン)
5	11/30	木	AM : 西ジャワ州開発企画庁 (BAPPEDA) PM : バンドン市開発企画庁 (BAPPEDA) ジャカルタへ移動
6	12/1	金	AM : JICA 事務所 ジャカルタ発 JL714 21:35
7	12/2	土	関空着 06:00 広島へ移動

5 . 面談者一覧

在インドネシア日本大使館

小川 清泰 二等書記官

石原洋一郎 経済担当官

JICA インドネシア事務所

庵原 宏義 所長

米田 一弘 次長

田中 務 所員

内務地方自治省地域開発総局 (BANGDA)

Mr. Widodo Jusuf, Secretary General, BANGDA

Mr. Bachril Bakri, Marine Resource Management Division

内務地方自治省地方自治行政総局 (PUMDA)

Mr. Sudarsono Hardjosoekarto, D.G. Regional Public Adm.

Mr. Sutumorang, Director of Public Administration

Mr. Syahrir

Mr. G. Prabowo

国土開発計画庁 (BAPPENAS)

Dr. Max Pohan, Head, Bureau for Region 's Capacity Bldng

Mr. Dadang Solihin

国家行政院 (LAN)

Mr. Edi Toto, Head of Training & Education

Mr. Sugianto

Mr. Marpaung,

西ジャワ州開発企画庁 (BAPPEDA)

Mr. H. Irmand BK, Vice Chairman (教育文化担当)

バンドン市役所

Mr. Bulgan, Head of Organization (組織課長)

Mr. S. Lili Sutisuna (研修センター課)

Mr. Dadang (調査研究課長)

JICA 専門家

谷本 寿男 (BAPPENAS)

奥山 明 (BAPPENAS)

武田 長久 (BANGDA)

・調査内容

1. 定員・対象者

(1) 概要

研修の対象者については、内務地方自治省関係者や、州、政令市の事務所で、今後、県・政令市レベルでの職員の能力向上が急務となることから、直に対象者を県・政令市の職員にして欲しいとの意向が示された。このため、年間の実施回数、あるいは定員を増やせないかとの意見があった。

日本側の予算的制約と受入機関の都合などの現状を勘案すると定員・回数を増加することは不可能である。限られた定員で最大の効果を得るため、対象者をいかに選定するかが重要で、リクルートに当たっての窓口機関の設定も課題となる。この点について内務地方自治省で意見を聞いたところ、今後地方分権化後の行政組織体制を考えると内務地方自治行政総局（PUNDA）を通じてリクルートをすることが最も適切であるとの意見を聴取した。

また、同局からの提案として、各州、県、政令市ごとに、アソシエーション（連合体）を形成したところで、その連携関係は強く、このアソシエーションを研修受講後の研修員が、成果を帰国後に還元する際に有効な連携先として協力できる旨言及があった。

その他、より多くの研修員の受け入れを希望するインドネシア側として、旅費等、研修費以外の必要経費をインドネシア側で負担するコストシェアリングによる研修参加も考えられる旨総局長より発言があった。

(2) 主な関係者コメント

- 中央から大きく権限委譲を受けるのは県・政令市になり、この研修の主旨をみると、県・政令市レベルからも参加者を募って欲しいところだが、（中央行政官と比較して）県・政令市レベルの地方行政官は、行政実務能力、政策立案能力、そして英語力に乏しく、現実には候補者を挙げるのは難しい面がある。また5年間で50人という限られた定員数に鑑みると、多くの県に参加の機会を分散させたのでは投資効果が少ない。行政組織単位の数からいって、州政府を主たる対象とするのが適当であろう。（専門家）
- 本研修同様、インドネシア国の地方自治行政分野への技術協力の一環として、専門家チーム派遣事業を1件計画している。内務地方自治省にとりまとめ役の専門家を1名配置した上で、北スマトラ州、西カリマンタン州、東ヌサテンガラ州のBAPPEDA（開発企画庁）に各1名、合計3名を派遣、地域開発政策支援のための協力を行う。研修を実施する際には、右案件の対象地から優先的に候補者をあげるなど、連携を図ることで研修の波及効果を高めることを検討していただきたい。（JICA, 専門家）

- 研修設立当初は参加者を中央や州から優先して選び、分権化の動向、参加者のレベルなどの様子を見て県レベルの行政官主体へ移行してはどうか。(専門家)
- 県レベルの行政官ではインドネシアの分権化後の地方自治制度を正確に理解しておらず、日本と自国の制度比較を行いながら研修に臨むことができない。中央政府と地方政府を3：7程度の割合で双方含む、あるいは内務地方自治省から複数人の選考を行うべきである。(PUMDA)
- 初年度は地方分権化施行後の体制を把握しきれていないこともあり、地方行政官の人選の窓口を BAPPENAS にせざるをえず、地方からの候補者が全員 BAPPEDA 職員になったことは理解できる。しかるに BAPPEDA は開発計画策定を担当している機関であり、地方分権化を定着させていくためには BAPPEDA 以外からも、地方行政を扱う担当官の能力向上を重視する必要がある。次年度以降、かかる部局の地方行政官も対象としてほしい。(PUMDA)
- 開発の遅れているインドネシア東部の自治体の職員も対象としてほしい (PUMDA)
- 各地方政府の州議会・県市議会議員も対象としてほしい。(BAPPENAS、PUMDA)
- 地方自治で権限が委譲されるのは県・政令市レベルである。併せて370近くと県・政令市の数は多いが、できるだけ多くの県・政令市に同分野への研修参加機会を提供したいので、定員・研修実施回数ともに増やしてほしい。(BAPPENAS、PUMDA)
- 研修実施に当たっては、コストシェアリングの考え方を導入してはどうか。例えば、地方政府が日本への渡航費を負担するとか、インドネシア国内研修の実施で経費を地方政府が負担するなどが考えられる。これにより日本側の経費負担を軽減し、より多くの人に研修参加の機会を与えることができるのではないか。(PUMDA)
- 州、県・市レベルの連合体(アソシエーション)が設立された。同連合体の連携関係は強く、研修員が成果を還元していく上で有効な手段として利用できるのではないか。(PUMDA)

2. 実施時期

特に言及なし。

3. カリキュラム（研修内容）

（1）概要

概ね GI 記載の案で先方に異存はなく、特に今後、地方政府と地方議会との役割と機能を明確化し、その機能を強化することが重要課題ととらえている部署が多かった。

また、各レベル政府間の役割と機能、広域行政など同レベル政府間の協力関係についても含めて欲しい旨言及があった。

その他、分権化によりはじめて自治を行う地方公務員に対する職務倫理についても内容として含めて欲しい旨言及があった。

（2）関係者コメント

- 地方議会制度

分権化以前は、地方政府と議会の区分が曖昧であった。地方分権化を進める真の目的は民主主義の浸透にあり、民意を代表するという意味で、地方議会の役割はきわめて重要である。日本の議会制度の紹介について、とくに議会と執行部との関係について特に重点を置いてほしい。(BANGDA, BAPPENAS, PUMDA)

- 中央政府と地方政府の関係

理念的には、地方分権化によって国、州、県・政令市が従属関係ではなく、対等な関係に変わることが決定しているが、中央 - 地方の連携がどうなされるのか現在模索中である。日本の国 - 県 - 市町村の相互の運営関係を紹介してほしい。(BANGDA)

- 自治体間の協力関係

地方分権化後、州と州、県と県といった具合に、空間計画（広域的な都市計画）などで自治体間の協力が拡大する。日本ではどのように自治体間の協力がなされているのか紹介してほしい。(BANGDA)

- 公務員の意識改革について

グッドガバナンスには公務員の意識改革が不可欠である。インドネシアでは今日まで公務員が市民を管理・統制しているという発想があった。"Civil Servant"の役割が、文字通り国民に奉仕することであるということ、日本がどのように公務員に浸透させているのかを紹介してほしい。(BAPPENAS)

．調査結果

1．定員・対象者

定員については、当方の予算的制約、受入機関側の体制上も人数枠、回数を増加することは困難であることを先方に説明した結果、概ね了承を得た。

一方で、限られた定員で最大の効果を得るには、対象者をいかに選定するかが重要課題となる。研修を受けた研修員がそれぞれ帰国後に研修内容を現地で還元するために最も有効な人選を行う必要がある。

今般第1回の研修については、現地における地方分権化施行後の具体的なイメージが流動的であることもあり、中央政府からは、主要関係省とし、地方参加者については選定の窓口をインドネシアの開発計画を担当する BAPPENAS とせざるを得ず、結果地方からの参加候補者の全員が BAPPEDA の職員となった。

本件については、現時点でのインドネシア政府の現状を考えると、もっとも妥当な方法であったと思われるが、各方面の要望を考慮すると、今後は地域開発担当官のみならず、開発担当以外の地方政府行政官を対象者とすることが望まれると思われる。第2回以降、インドネシアの分権化の動向を踏まえ、適宜派遣中の JICA 専門家及び事務所の意見を聴取し、場合によっては開発担当以外の地方政府行政官を選定することを考える必要がある。

また、今般の研修を通じ、地方分権化の動向を見極めるため、直接研修参加者の意見を聴取するものひとつの方法と考える。

2．実施時期

実施時期については今般の調査団からは明確な実施時期は提示しなかった。日本側受入協力機関の都合を再度確認の上、早期に準備を開始する必要がある。

3．研修内容

今般の調査時の状況からも、内容的には行政全般を網羅する現在の内容がニーズにも合致しており適切と思われるが、第1回に受入れ予定の研修員と慎重なディスカッションを行い、そこから得られる情報と、来年1月から始まる分権化の動向を現地で見ている JICA 専門家、及び事務所からの意見を聴取の上、第2回以降の研修運営について検討をする必要がある。

4．その他

本件研修コースで扱うテーマがインドネシアにとって可及的かつ広範に対応が必要となる課題であり、多大な関心を寄せている反面、必然的に受け入れる定員に限りがあるため、本研修を受講する研修員の帰国後の還元効果を最大のものとするよう以下のことに留意する必要があると思われる。

(1) 実施中 (予定) JICA 案件との連携

JICA 本部、アジア第 1 部において今年度中に開始する予定の地域開発専門家チーム派遣計画や、社会開発協力部において来年度開始予定の「地方自治行政能力向上」プロジェクトとの連携については、その実施部課、インドネシア事務所及び関係派遣専門家などと適宜情報交換を行った上で、検討していくこととする。

(2) 現地における研修の実施

帰国した研修員を中心とし、研修成果の波及を目的とした JICA 現地国内研修の実施も、研修の効果を高める有効な方法の一つと考えられる。

本件については、インドネシアにおいて最近、州、県・政令市の各レベルで形成されたというアソシエーション (連合体) を協力調整機関としての活用が中央政府から提案されており、具体性には欠けるが、案として検討に値すると思われる。

(3) インドネシア側連携調整機関の設定

上記 (1) 及び (2) の双方に関連するが、研修成果を最大のものとするには、候補者の選定を慎重にかつ戦略的に行う必要がある。そのため政府機関の窓口を絞り GI の配布が行えることが望ましいと思われるが、現時点では、(1) で実施予定のプロジェクトは窓口機関の選定で困難に直面するなど、分権化後の同国政府関係各機関の実際に果たす役割について見通しが立たないところが多い。来年 1 月以降、専門家事務所と連絡調整を行いつつ、可能な時点で窓口を選定することが必要と考える。

・調査団所感

インドネシア政府は、1999年5月の地方分権関連2法の成立以降、2001年1月からの地方分権実施に向けて準備作業を進めているが、十分には準備作業が進んでいないのが現状である。このままでいくと、中央政府から地方政府への人員配置など体制が十分整わないまま分権化された形で行政を行うこととなる。当初分権化移行は、延期になるのではないかとこの憶測もあったが、中央政府の考え方は、多少の混乱は承知のうえで、模索しながら分権化を推進する考えのようである。インドネシアの地方分権化がどのような方向に展開していくのか、いまだ明確ではないが、着実に民主化の道を歩み始めていることだけは確かである。

このような状況の中で、インドネシア政府の要請に基づき「地方自治行政」研修を実施することとなるが、この研修に対するインドネシア政府の期待は、想像以上に高いものがある。

日本の地方自治体運営の評価は高く、地方自治体の機能と役割、公務員の能力向上、地方議会と執行部の役割及び開発計画の策定・管理にインドネシア政府の興味が集中した。また、日本の公務員への評価は特別高く、モラルや公務員意識など、文字どおり「全体の奉仕者」であることを教えてほしいという要望が出された。

この研修を有効に実施し、研修結果を効果的にするためには、次の点に留意しながら進める必要がある。

日本政府がインドネシア政府に対して行っている支援策と現地の JICA 専門家との情報交換など協力を緊密にしながら実施する必要がある。

インドネシアの地方分権化は、不透明な部分が多く、方向性をその都度把握分析しながら、研修ニーズと研修対象者を検討する必要がある。

インドネシアの地方自治は、県と市に権限が移譲されるものであり、やがては研修員の対象を中央政府から地方政府へ移行するべきであると考えているが、この場合でも中央政府を含めた構成のバランスをとる必要がある。

研修成果を発揮しやすくするため、特定の地域の地方政府を対象とすることも、今後検討するべきである。

第1回の研修の参加者は、10名であり、その影響力を効果的に発揮するためには、帰国後の研修会の開催などの支援策を検討するべきである。

別添 1

協議概要

インドネシア地方自治行政コース特別案件調査団協議概要

11月27日

1. 大使館表敬

(1) 時間 9:30 ~ 10:30

(2) 面談者

小川清泰二等書記官

石原洋一郎経済担当官

(3) 協議内容

ア. JICA 実施の本邦研修について

JICA は北海道から沖縄まで日本各地に国内機関を所有しており、大学や地方自治体あるいは民間企業などに委託して研修を実施している。とくに広島県は JICA 研修を多方面から受け入れており、実績がある。この度の研修実施においては、本県でも取り組んでいる「一村一品運動」といった地域振興施策など、予定している研修カリキュラムがインドネシア行政官側の要望に合うかどうかという点も確認したい。

昨年度まではインドネシア東部地域の地方行政官課長級を対象に、地域開発に係る研修を北海道で行った実績がある。北海道での研修実績を踏まえ、この度の調査で更に内容を練り直し、行政官のターゲットを設定していきたい。

イ. 調査団への要望

地方分権の細かな規則がまだ定まっておらず、大使館としても情報を掴んでいない。今回の調査および研修の実施で新たな情報が分かったら教えてほしい。

2. JICA インドネシア事務所表敬

(1) 時間 11:00 ~ 12:00

(2) 面談者 米田次長、庵原所長

(3) 協議内容

ア. 研修対象者について

研修員がどの省庁から研修に派遣されるかを把握することが重要であり、G.I.の配布も戦略的に行う必要がある。各地方政府の州議会・県議会議員も研修の対象とすればよいのではないだろうか。

イ. アチェ州問題との関連について

また、現在アチェ問題への取組みを対インドネシア国支援における1つのテーマとしており、(広島県の実施する本コースをアチェ州限定にしてくれというわけではないが、)アチェ州の行政官のニーズを探った上で、アチェ限定の研修実施も考えている。

ウ. 他の技術協力との連携について

地方自治分野はインドネシア国への援助実施計画のうちでも最もプライオリティが高いものの一つであり、本研修以外にもプロジェクト方式技術協力「地方行政能力向上プロジェクト」や、チーム派遣専門家など複数のスキームによる技術協力が計画されている。これらの協力をバラバラに実施するのではなく、有機的に連携させることでより効果の高い技術協力を行っていききたいと考えている。

3. 専門家との協議

(1) 時間 14:30 ~ 17:30

(2) 面談者

武田長久専門員（内務地方自治省 地方自治行政総局勤務）

谷本寿男専門家（BAPPENAS（国家開発計画庁）勤務）

奥山明専門家（BAPPENAS（国家開発計画庁）勤務）

(3) 協議概要

ア. 住民を把握している自治体について

行政的に住民を把握している自治体は「郡」。しかしながら実質的には、軍人のOBが故郷に帰って村の名誉職的存在として住民を統治、把握している。実態として正確な住民情報を管理しているのは国軍である。

日本では自然村が積みあがって市町村を形成していった。インドネシアはトップダウンで地方自治を広げつつあり、日本の感覚と逆。日本では末端を把握している自治体が地方自治をやるという認識がある。

イ. 研修対象者について

地方行政官を対象とするのは妥当であるが、末端の行政機関になればなるほど学歴・英語力は著しく落ちる。研修で州や県の関係者を呼ぶにしても、本研修が英語で行われることを考えると、参加者についてこれない人が出ることは明らか。十分に国際化されたレベルの州や県を対象とする必要がある。

中央から大きく権限委譲を受けるのは県・政令市になり、この研修の主旨をみると、県・政令市レベルからも参加者を募って欲しいところだが、英語力の不足など現実には候補者を挙げるのは難しい点がある。また5年間で50人という限られた定員数に鑑みると、多くの県に参加の機会を分散させたのでは投資効果が少ない。行政単位の数からいって、州政府をメインターゲットとするのが適当であるが、チーム派遣専門家（次項参照）の入る州から集中的に呼ぶなど、他の技術協力プログラムとの有機的連携が不可欠。

一方で州政府のBAPPEDA（開発企画庁）に県・政令市を纏めていく調整機能を期待しているものの、かかる機能を果たせるかどうかは不明。

（その他意見）

- 研修設立当初は参加者を中央や州単位で選び、様子を見て徐々に県レベルの行政官を主体にするよう進めてはどうか。
- 最近、州、県・政令市、郡レベルの連合体（アソシエーション）が設立されたという報告を受けている。どのような組織になるのか、また法的位置付けなども不明であるが、その機能によっては、今後人選の窓口として期待できよう。

ウ. 専門家チーム派遣について

業務内容・・・「地域開発政策支援」

北スマトラ州、西カリマンタン州、東ヌサテンガラ州のBAPPEDA（開発企画庁）に3名を派遣、地域開発政策支援専門家として活動する。その3名を武田専門家が内務地方自治省に入り、チーム派遣の専門家を取りまとめる。

活動内容（例）

- 参加型計画立案実現へのアドバイス（大学、NGOなどを巻きこむノウハウの提供）
- 地方における人材育成支援
- 分権化に対するアドバイス
- 援助調整業務（セクター別の専門家派遣など）

エ. 地域開発における大学、NGO の役割

ドナーサイド（世銀中心）の提唱で大学や NGO といった"Civil Society"がより直接的に計画策定に関わることを促進する流れになっている。この点では中央主導から一気に民主化に「針が振れた」感があり、実際に機能するかは別として日本よりも理想的には進んでいるといえる。地域開発計画の立案過程において、今後は行政、議会、Civil Society 3 者のせめぎ合いとなるだろう。

オ. 首長の政策決定権限

住民参加によって計画立案がなされるということは、首長選挙の際、首長の選択理由はその政策ではなく、所属党がどこかということになる。ひいては議会工作で多数を占めたものが選出される。

地方分権化以前、首長はいったん選出されると任期の5年間は事実上安泰であったが、新法の実施により、首長は議会に対して責任を負うことになる。年度末の実施責任演説の内容が地方議会に2回続けて拒否された場合、地方議会は大統領に対して地方首長の罷免を提案できるようになる。

一方で、従前はそもそも地方議会、地方行政府といった役割の明確な区分はなかった。議会運営の歴史、経験がなく、議会の今後の機能性については疑問有り。

地方分権化によって、首長が「地域ボス」化しないためにも議会の果たす役割はきわめて重要であり、本研修コースでも日本の議会制度の説明を十分に行ってほしい。

また、中央からトップダウンで降りてきた計画を実行すればよかったため、地方政府の行政官が「政策を積み上げて開発計画を作る」という発想はない。今後、地方行政官の政策策定能力が問われるであろう。

カ. 開発計画について

a. 「開発計画」とはどのような計画をさすのか

PROPENAS(国家開発計画)は日本の全国総合開発計画にあたる。インドネシアでは州、県・政令市が独自に開発計画立案を行うことが求められている。そのため、日本の全総の一環として位置づけられた、県レベルの中・長期計画の策定手法を学ぶことが、本研修に大きく期待されている要素の一つである。

特に重要なのは透明性、アカウンタビリティであり、計画策定段階における公聴会の開催などを含む本邦における制度・取組み事例を紹介してほしい。

また日本の行政府が事業計画の維持管理にどれだけ心血を注いでいるかをよくよく伝えてほしい。インドネシアの行政官は開発だけ行い、維持管理という考えがない。(ここで維持管理とは、立案した計画の「implementation(実行)」という意味、あるいは建設されたインフラなど事業の成果物の「維持管理」の両方を意味する。)予算確保のプロセスを含めた開発計画の「維持管理」の重要性を教えてほしい。さらには維持・管理にどれだけ市民(あるいは NGO、大学が参加しているなど)が当事者として関わっているかを紹介してほしい。

現在、州レベルでは開発計画のドラフト作成の段階。本調査団が訪問する西ジャワ州は進んでいると聞いている。

b. 地方政府の開発計画手法について

中央政府では、地方政府に対するマニュアルとして、P3D という地方開発計画作りのガイドラインを用意しているが、地方自治体は中央から降りて来る同マニュアルをそのまま受け入れるかは疑問。

自治体によってはすでに手法作りが進んでいるところもあり、特に北スマトラ州では開発計画手法が完成していると聞いている。初年度研修員の候補として挙がっている北スマトラ州 BAPPEDA 所属の人に計画手法（ないしはそのドラフト）を持ってこさせるよう、受け入れ回答に付記する。

キ． 地方公務員の人事について

a． 採用

採用試験はあるものの、ネポティズムが蔓延しているため、無いに等しい。中央政府行政官の殆どは学歴の非常に高いジャワ人が占める。州レベルは地方大学出身者。問題は県である（県の行政官の能力は低い）。

DINAS（州、県・政令市の事業局）が州、県・政令市レベルの中央出先機関（KANWIL, KANDEP）を吸収するといった、中央と州、中央と県といった部署の統合にあたっては、学歴・収入の違いから、上のポストを上級官庁の職員が占めることが予想され、地方府の抵抗など、問題が発生する。

b． 定員

不明。ただ、予算は定員ベースで決まるのだから、総枠の定員はある。バンドン市政府で聞けるのではないか。局レベルでラフな定員はあるだろうが、局長以下の部署は局長次第といった感がある。日本のように課単位まで細かく人事定員規程が定められていないのではないか。いずれにしろきちんとした情報はもっていないと思われる。

c． 給与体系

教員の最低賃金が30万ルピアなどと規程されているが、足りるはずがない。基本給を低く抑えているので、職能給が収入に大きく差左右する。インドネシアでは、地方自治体の予算（経常経費）のおおよそ8割は人件費に充てられている。

ク． その他

研修コースにおいて、日本の県、市町村を説明する際、インドネシアでの行政レベル（中央政府、1級自治体、2級自治体）に当てはめて説明しないと、インドネシアの行政官には理解しづらいだろう。

11月28日

1. 内務地方自治省地域開発総局（BANGDA）

（1）時間 9:00～10:30

（2）面談者 Mr. Widodo Jusuf, Secretary, DG for Regional Development

（3）協議概要

ア． 研修対象者について

県の行政官を呼ばないのかという問いが出されたが、定員に限りがあり、県を指導できる立場にある人を今のところは想定していると回答。

イ． 研修カリキュラムへの要望

以下の項目について重点を置いてほしいという要望が出された。

a． 地方議会制度

地方分権化によって地方議会の役割が極めて重要になるが、自治体行政と地方議会との明確な役割区分すらなく、地方議会運営の経験が乏しい。本研修コースでも日本の議

会制度を十分に説明してほしい。

b. 同レベル自治体間の協調関係

協調によってどのような行政サービスを行うのかという例示はなかったものの、当方より本邦の広域行政について説明を行った。

c. 中央政府と地方政府の関係

理念的には、地方分権化によって国、州、県・政令市が従属関係ではなく、水平の関係に変わることが決定している。しかし実務的に中央 - 地方の連携がどうなされるのか依然不明確である。日本の国 - 県 - 市町村の関係を詳しく紹介してほしい。

d. グローバリゼーションにおいて地方自治体が果たす役割

婉曲的な表現であったが、国際援助機関からの援助を地方自治体がダイレクトに受けられるのかということ暗に聞いたかったようである。

ウ. その他

a. 内務地方自治省の組織改革について 改革後の組織機構は未確定

b. 本研修の窓口について

今年度は時間的な制約もあり BAPPENAS (国家開発計画庁) を窓口にしてしたが、次年度以降は内務地方自治省を窓口にしてほしい旨の要望が出された。当方から「検討する」と回答。

2. BAPPENAS (国家開発計画庁)

(1) 時間 11:00 ~ 12:00

(2) 面談者

- ・ Mr. Max H. Pohan, Head of Bureau for Local Government Capacity Empowerment
- ・ Drs. Dadang SOLIHIN, MA, Head Division for Local Government Apparatus Empowerment

(3) 協議内容

ア. カリキュラムについて

以下の項目について重点を置いてほしいという要望が出された。

a. 地方議会制度について

地方分権化を進める真の目的は民主主義の浸透にある。民意を代表するという意味で、地方議会の役割はきわめて重要であり、日本の議会制度の紹介については重点を置いてほしい。

b. 公務員の意識改革について

グッドガバナンスには公務員の意識改革が不可欠である。インドネシアでは公務員が市民を管理・統制しているという発想が支配的である。日本の公務員のモラル向上、統治の意識付けに係る知見の紹介を通じ、“Civil Servant”の役割が、文字通り国民に奉仕することであるということを研修員に十分理解させてほしい。

イ. 定員について

10人1年間、5年で50人では少なすぎる。回数、人数を増やすべき。権限委譲の対象は県・政令市であるが、たとえ州レベルの地方行政官を対象を絞ったとしても、地方分

権の進展とともに州自体の数が増えていくことになる。各州から1, 2人では研修効果が期待できない。

ウ. 国際協力銀行 (JBIC) 実施予定の本邦研修について

当方より JICA 実施の本研修について説明を行ったところ、国際協力銀行も同様の関連分野で研修を実施する旨紹介を受けた。概要については次の通り。なお詳細については事務所等を通じて情報を収集することとする。

- ・ 名 称 : Short Term in Development and Planning for Economics Division Head
District Development Planning Board(Bappeda Kabupaten/Kota)in Japan
- ・ 期 間 : 2001 年 2 月 1 日 ~ 2001 年 3 月 1 日
- ・ 定 員 : 30 人 (中央政府 3 人、地方政府 27 人)
合計で 380 人を予定。頻度、継続年数など不明。
- ・ 研 修 地 : 東京、神奈川、名古屋
- ・ 使用言語 : 英語

エ. 分権化後の BAPPENAS(国家開発計画庁) / BAPPEDA(州、県・政令市開発企画庁)の役割

BAPPENAS は国家開発計画、BAPPEDA は地域開発計画策定の役割を担っている。一方、BAPPEDA の作成した地域開発を執行していくのが地方政府であり、それを指導するのが内務地方自治省である。

地域開発計画策定においては、国家の優先課題があり、地方政府の情勢をヒアリングした上で計画を取りまとめるのが、今後の BAPPENAS の役目となるだろう。BAPPENAS 主催で各自治体の首長を招き、地方自治のあり方について協議を行ったが、こうした総合調整機能を果たすのが BAPPENAS である。

3. LAN (国家行政院)

(1) 時間 14:00 ~ 15:30

(2) 面談者

Mr. Edi Topo, Head of Training and Education

Mr. Sugiarto

Mr. Marpaung

(3) 協議内容

ア. LAN の役割

LAN は行政機関の機能向上、行政官の能力向上を図るための政策や各種プログラムの立案を行う機関である。Eslon(公務員の階級) 1 および 2 の上級公務員に対するマネジメント研修を行っているほか、財務、内務、運輸、農業省それぞれの教育訓練庁 (Badan Diklat) の実施する研修に対して監督責任を持つ。

地方分権化後は、地方自治体が独自に実施する公務員研修へのコンサルティング、および他省庁、自治体所有の公務員研修所における研修内容の監督、モニタリングを行う役割を担う。

イ. 地方政府に対する公務員研修実施に係るガイドラインについて

LAN は地方政府が自ら作成するための実務的なマニュアルとして 11 種類の「ガイダンス」を作成中であり、現在ドラフト作成段階。同資料は「インドネシア地方行政能力向上プロジェクト」関係者経由で入手することとする。

11月29日

1. 内務地方自治省地方自治行政総局 (P U M D A)

(1) 時間 9:00 ~ 11:00

(2) 面談者

Drs. S. Situmorang, M.Si, Director General for Regional and Public Administration

Mr. Gutheng Prabowo, Head of Subdirector of Population and Civil Registration

IR. Syahrir AB, M. Sc

(3) 協議内容.

ア. 研修対象者について

研修を通して日本とインドネシアの制度比較を行うということであるが、県レベル研修対象者としたのでは、研修員自身がインドネシアの地方自治制度を理解しておらず、比較が行えない。中央政府と地方政府を両方含む、また他局を含め内務地方自治省から複数人の選考を行ってほしい。

また、今年度は BAPPENAS (国家開発計画庁) ならびに BAPPEDA (州、県・政令市開発企画庁) を中心とした人選を予定しているということだが、この点についても再考を願いたい。これまで地方開発における権力が BAPPEDA に集中しすぎていたため、人材育成に対する機会が BAPPEDA にのみ集中してきた。しかしながら、(BAPPENAS が降格されたことに加え、) BAPPEDA は地方自治体に分配される予算のうち、開発に係る予算についてのみ、すなわち全予算の一部を担当しているに過ぎない。今後は BAPPEDA 以外の部局に所属する地方行政官の能力向上に重点をおく必要があると思料する。

(その他の意見)

- ・ 中央と地方から呼ぶ研修員の割合は 3 : 7 が理想。
- ・ 開発の遅れているインドネシア東部の自治体から優先的に採用してほしい。
- ・ 中央? 州? 県・政令市? 郡、すべてのレベルの行政官を集めることで異なった立場から議論を行うような研修にしてほしい。
- ・ 州、県・政令市、郡レベルそれぞれの連合体 (アソシエーション) が設立された。これらアソシエーションをカウンターパートとして人選を行えるのではないか。

イ. 定員

定員増加をお願いしたい。地方自治で権限が委譲されるのは県・政令市レベルである。併せて 370 近くと県・政令市の数は多いが、できるだけ多くの県・政令市に同分野への研修参加機会を提供したい。定員の増加が困難であれば、研修成果の普及という観点から中央政府行政官、とくに内務地方自治省地方自治行政総局 (P U M D A) から中心に人選を行ってほしい。

ウ. カリキュラムについて

地方議会制度運営は非常に重要であり、本研修に大きく期待する内容のひとつである。しかし、開発にかかる予算だけを扱う BAPPEDA 職員に地方議会制度を教えても効果は薄い。地方議会の議員も参加させてはどうか。

エ. コストシェアリングについて

研修実施にあたっては、コストシェアリングの考え方を導入してはどうか。例えば、地方政府が日本への渡航費を負担するとか、インドネシア国内研修の実施で経費を地方政府が負

担するなど考えられる。これにより日本側の経費負担を軽減し、より多くの人間に研修参加の機会を与えることができるのではないか。

オ. その他

(ア) 地方議会運営を管理する中央政府の組織はどこになるのか？

内務地方自治省地方自治行政総局。

(イ) 本邦研修参加者が帰国後に、アソシエーションを通じて(トレーナー的に)研修成果を普及させることができるのではないか。

11月30日

1. 西ジャワ州 BAPPEDA (開発企画庁)

(1) 時間 9:00~11:00

(2) 面談者

H. IRMAND BK

S ABDRACHIM

(3) 協議概要

ア. 地方分権化に際しての西ジャワ州の課題

地方分権化に際しての最も大きな課題は州内各県・政令市の経済格差である。できるだけ格差を解消するべく努力する所存であるが、経済格差がそのまま地方政府行政官の能力格差にも現れている。各県・政令市が独自に開発計画を立案・実行していくことになるため、能力格差是正が不可欠である。今後、階層研修を減らし、機能研修を増加させることで、個々人の能力向上を図る予定である。

イ. 西ジャワ州の開発計画 (PROPEDA) について

今般、西ジャワ開発10カ年計画を策定した。計画策定に当たっては、大学、NGOなどのステークホルダーを加え、セクター別の10種類の協議会(ダイアログミーティング)を開催するなど、参加型の手法を採用した。

計画における重点分野は以下の6項目である。

- アグリビジネス
- 観光
- 製造業
- 水産加工業
- 教育研究調査
- サービス

2. バンドン市政府

(1) 時間 12:00~13:30

(2) 面談者

Mr. LiLi Stisna, BAPPEDA Researcher

Mr. Dadang Muhayana, Training Center sub division

Mr. Bulgan Head of Division for Organization

(3) 協議概要

ア. 公務員研修の実施について

将来的には自前で研修施設を持ちたいと考えている。市が公務員の行政能力向上に必要な

な研修を独自に取りまとめたリストを作成した。研修の内容としては大きくマネジメント研修、各セクターごとの技術研修、文書管理・コンピューター操作など職務研修の3つに分類される。研修を実施する上で最も大切なのは「組織文化を変えること」であり、各部署のトップへの研修を行うことで市政府全体に意識変革を促したい。

イ. バンドン市政府の公務員数について

現在、中央省庁からの派遣も含めて、市職員は16,246人、市所属の教師は6,000人程度（小学校から高校まで）である。地方分権後、KANDEP（中央省庁の県・政令市出先機関）の統合により1,106人が地方公務員に切り替わり、市合計で25,000人程度となる予定である。

ウ. 開発計画（PROPEDA）について

大学、NGO 関係者など、様々なステークホルダーを召集して基本計画を策定した。現在最終ドラフト作成中である。本ドラフトは「インドネシア地方行政能力向上プロジェクト」関係者経由で入手することとする。バンドン市における開発基本計画プロセスは以下の通り。

第1段階 バンドン市開発企画庁(BAPPEDA TK II) がたたき台を作成。

第2段階 大学、NGO および住民代表者を広く召集し協議会を開催。

第3段階 第2段階より絞り込みを行った大学、NGO、有識者を召集して再度協議会を開催。

第4段階（最終段階） 最終ドラフト作成。議会にて承認。

議会の方針で開発計画のうち、特に商業ならびに観光業に注力した「サービス・シティー」を目指すことが決定された。これは同市が商業、観光業のリソース（ホテルなど）に恵まれているという分析に基づいたものである。また、バンドン市のみへのサービスではなく、他地域へもサービス対象を拡大し、市への収入を増加することを目指している。

魅力的な観光地を目指して例えば国際的なセミナーを誘致する、あるいは周辺地域にハイキングコース、ターミナルセンタービルを開発するなどの計画をしている。観光資源としてはバンドン市周辺を想定しており、バンドン市自体は、観光に関わる情報のハブとして機能させることを目指している。

また、バンドン市を含めた周辺6県・政令市で「グレート・バンドン」を構築、バンドン市およびバンドン県が中核的な役割を果たしながら地域連携による開発を進めていく。

別添 2

インドネシア地方自治関連二法条文（和訳）

出所：インドネシア要請背景調査

「地方分権化技術支援」に係る報告書

（2000年3月、大蔵省主計局 藤井健志氏）

インドネシアの地方自治法

法律 1999年 第22号 PEMERINTAHAN DAERAH

99/09

インドネシア辺境地の地方自治拡大の要求の声の高まり、国際的にはグローバリズムの挑戦に対応し地方の権利を拡大する為、地方自治法の改正が行われた。(旧法は1974年法律第5号、1979年法律第5号) 法律ではインドネシアの考え方として

- 1) インドネシア憲法も共和国の連合単一国家 (Negara Kesatuan)としての行政のシステムとして地方に自治制度(Otonomi Daerah)を進展させる事を認めている。(Unitary State としの考え方)
- 2) 地方自治の前進の為には、民主主義、地方社会の参加、公平と正義の原則を基盤に地方の潜在能力と多様性を考慮に入れる必要がある。
- 3) 旧法は名称、制度、構造において又村落行政の位置付けにおいて均一であり、地方本来の権利を認めたものと言えない。
- 4) 実際的にはKKN排除と行政改革の課題として、先の98年臨時国民協議会で暫定、ハビビ政権に与えられた法改正であった。

1. 国の地方分割

- a) 共和国の領土は自治としての州、県及市に分割する。
州 : Propinsi (Province)
県 : Kabupaten (Regency, District)
市 : Kota (Municipality)
- b) 州は行政の地域としての位置も占める。
州は陸地と陸地から12海里 (1,853meter / nautical mile)の海面を含む。
- c) 州・県及び市は州行政の地方化(Decentralization)の原則に基づき、地方社会の意見をベースに自ら地方社会の利益を管理・保護する権限を持つ組織として設置される。
Decentralization : 中央政府の権限を地方自治体の権限に移管する事。
州・県・市 (併せて Daerah : Region)は独立しており、お互いに階級制(hierarki)としてはならない。

2. 地方自治体の境界・合併・廃止

- a) 各地方自治体は、経済力、地方自治・社会文化・政治的潜在力、人口密度、面積他、地方自治を行えるか否かの要素を考慮して設定される。
- b) その境界、名称、首都(Ibukota)の制定は法律により設定される。
- c) 境界の変更、名称の変更、首都の移転は政令により行える。
- d) 地方自治を行えない自治体は合併又は廃止・合併される。(法律による)
- e) 分割で複数とする事も出来る。(法律による)

d) 自治体設置、廃止、合併、分割の必要要件は政令により規定される。

3. 地方自治の権限

- a) 地方自治の権限は外交政策、国防・治安、裁判・司法、金融及び財政、宗教その他の一定の権限を除き行政の権限を全面的に取り込む。
- b) 上記のその他の権限とは国家の方針設定、マクロ的国家の開発管理、財政均衡資金、国家行政制度、国家経済機関、人的資源の助成・権能付与、天然資源の有効活用、戦略的高度技術、森林・河川等の保存、標準化を含む。
- c) 地方化 (Decentralization)原則に則り、政府の権限を地方(Region)に移管する場合は代表権の移管と同時に移管に応じた資金面・便宜・インフラ・人材の移管とが併せてなされなければならない。
- d) 分権化 (Deconcentration)の原則に則り、政府の権限を州長官に移管する場合、移管する権限に応じた資金と併せて移管されねばならない。

Deconcentration : 中央政府の代表としての州長官に対する、政府の権限の委譲。

- e) 地方への権限委譲に対し、実行の成り行きにつき報告と説明の義務を付す。
- f) 自治体としての州の権限は県・市に横断的な行政を包含する。
県・市が為し得ない分野も行う事が出来る。又政府の代表たる州長官に委譲された行政権限は州をして行わしめる管理分野の権限を構成する。
- g) 自治体は域内の天然資源の管理する権限が与えられるが、法に定めた環境維持の責任を有する。自治体の有する海域における権限は下記を含む。
 - i) 海の資源の探査、開発、保存及び管理
 - ii) 管理規則の策定
 - iii) 空間・場所的線引きの規則作り
 - iv) 自ら立法した法或いは政府から委譲された事項の実施の為の規則の施行。
県市の権限は、最大州の海域の 1/3 迄とする。
- b) 政府の事項で、県・市が取り扱わねばならないのは、公共事業、健康、教育、文化、農業、通信、商工、投資、環境、土地、組合、労働事項である。

4. 地方行政の組成

- 地方議会としての DPRD 及び、地方行政の実行機関としての政府を設置する
 - 地方政府は地方政府の首長とその機関からなる。
- a) 地方議会 DPRD
 - i) DPRD の地位、構成、役割、権限、権利、構成員、議長、機関は法律で定める
 - ii) DPRD は住民の代表機関としてパンチャシラに基づく民主主義の手段である。
 - iii) DPRD は地方の議会として、地方政府と同等の地位、パートナーとしての地位を有する。
 - iv) DPRD の構成員、議席数も法律で決定する。
 - v) DPRD の機関としては議長、委員会、分科会からなる。DPRD の会派 (Fraksi)

は機関ではない。

vi) DPRD の職掌と権限

- a) 州長官、知事、市長の正副の選出
- b) 地方を代表する MPR の地方代表議員を選出する。
- c) 州長官、知事、市長の正副の指名、解雇の提案
- d) 州長官、知事、市長と共に規則の制定
- e) 州長官、知事、市長と共に地方予算の歳入・歳出の制定
- f) 自治体規則・自治体予算、自治体方針の実行・管理
- g) 政府の外国との条約で地方の利害に関するものについての意見
- h) 住民の要望を取り入れたフォロー

vii) DPRD はその遂行において国家・政府の利益を損なわない様、公務員、政府職員、地域社会の住民の意見を提供させる権利を有する。意見提供を拒む者は DPRD の威厳を損なうものとして最高 1 年の禁固計に処す。

viii) DPRD の義務

- a) インドネシア共和国と言う単一国家の統一を尊重
- b) 1945 年憲法とバンチャシラの適用
- c) 地方行政において民主主義を育んで行く
- d) 経済民主主義に基づき、住民の福祉を進める
- e) 住民の意見・苦情を吸い上げ解決する

ix) DPRD は少なくとも年 6 回の議会を開催する他、議長の、或いは議員の 1/5 以上、又はその地方政府の長の要請があればその日から 1 ヶ月以内に臨時議会を開催せねばならない。

x) DPRD の会議は、DPRD 規則又は役員の合意によらざれば公開を原則とする。

下記の事項は公開の議会で行う

- a) 正副議長、正副首長、DPR の地方代表議員の選出
- b) 自治体予算
- c) 地方税金・課金の策定、変更、廃止
- d) 自治体の借入
- e) 自治体保有の会社
- f) 債権の償却
- g) 市民間の問題の解決、
- h) 地域の線引き

xi) DPRD の議員は DPRD 議会で表明した意見により、訴追される事はないが、非公開議会、刑法第 1 章で定めた国家機密を漏らした場合は除く。

xii) DPRD の議員への調査は、現行犯で逮捕された場合を除き、州議会の場合は内務大臣、県・市議会の場合は州長官の書面による同意を要する。現行犯逮捕の場合 2 日以内に通知されねばならない。

b) 首長 (kepala Daerah)

i) 州の首長は州長官 Gubernur : Governor と称し、同時に政府の代表でもある。

ii) 州のヘッドとしての行為は DPRD に対し、又政府の代表としての行為は政府にたし責任を有する。

iii) 県のヘッドは知事 Bupati : District head と称し、市のヘッドは市長 Walikota : Mayor と称する。

iv) 県・市のヘッドは地方議会に対し責任を有する。

v) 首長の資格

a) インドネシア共和国の市民であり、神への信仰心を持つ

b) インドネシア共和国という単一国家と正当な政府に対し忠実従順である

c) パンチャシラと 45 年憲法に基盤を億単一国家に対する反逆行為がなかった事を地方裁判所より証明書を受給出来る事。

d) 高等学校と同レベルの教育を受けている、30 才以上である。

e) 身体的、精神的に健全で障害がなく、犯罪を犯した事や裁判により投票権を剥奪された事がない。

f) 地域を知っており、又地域社会で知られ、個人の財産を公開できる。

vi) 正副首長の選出

DPRD は任期の 6 ヶ月前にヘッドに対し任期終了の予告をなし、その 4 ヶ月以内に政務実績報告を提出する。

任期終了の 1 ヶ月前より選挙の準備をする。

a) 正副ヘッドは同時に、DPRD により選出されねばならない

b) DPRD 議長は選挙委員会の長として、候補者の指名、選挙を執り行う。

c) 選挙委員会の義務

(1) 候補者の適格要件、アイデンティティの審査

(2) 候補者の選出

d) 各会派は単一又は共同で、正副の候補者を選定し届け、DPRD でその説明を行う。欠く候補者もビジョン、使命、政策について説明する。

e) DPRD 及び各会派のリーダーは総合評価し、話し合い又は選挙により、2 組の候補者に絞り込む。

f) 最終候補者は州の場合は大統領のコンサルテーションに持ち込まれ県・市の場合は、DPRD のリーダーシップに持ち込まれ決定される。

g) 最終の選挙は DPRD 議員の 2/3 以上の出席を得て、直接、自由、秘密、正直、誠実の原則で行われ、過半数の多数決で決定されるが大統領の同意が必要。

h) 首長の任期は5年で後1回のみ再任する事は許される。

政務報告がDPRDにより拒否された者に対しては再任の指名は出来ない。

vii) 首長の責任

a) 1945年独立宣言で謳われた単一国家としての国体を防衛維持する。

b) パンチャシラ及び45年憲法を固く支持して行く。

c) 国民の主権を尊ぶ。

d) 全ての法律を実効あらしめる。

e) 人々の福祉の向上、社会の平和と安寧を維持する。

f) DPRDと共に地方の規則を立法、策定する。

g) 毎会計年度終了時点で、或いはDPRDの要求で施政の報告をDPRDに行う。上記報告書の行政方針、財政報告が否決された場合30日以内に改善をなさねばならない。2回目の報告で改善がなされなかった場合、DPRDは大統領に解任の提案をすることが出来る。

viii) 首長の禁止事項

a) 私企業、公営企業又は如何なる分野の財団にでも参加する事

b) 公の利益を阻害し、他のどのようなグループや市民を排除する様な自分自身、家族、親族、特定の政治的グループに利益を尾垂らす様な決定を下す事。

c) その自治体に関連して、直接・間節問わず自分を利する業務に携わる事。

d) ある決定や行為を行わしめる為の金銭、財貨、サービスを受ける事

e) 裁判の係争事項で弁護人又は法的代理人となる事。

ix) 解任事項：下記のケースがあれば、辞任又は解任される。

解任はDPRD議員の2/3が出席し、2/3以上の決議で且、大統領の同意を必要とする。

a) 死亡、自己都合退職

b) 任期の終了で次の人が新任された場合

c) 適格要件が欠如となった場合

d) 宣誓の言葉に背き又、禁止事項に触れた場合

e) 自身の行為と情報がDPRDにより拒否され、広く民心の信頼を受けた場合。

f) 又、刑法に言う5年以上の懲役、死刑に処される様な犯罪を犯した場合 DPRDの決議無しに大統領により解任される。

g) 更に、国家転覆又は国家の単一性を損なう様な行為があった場合 DPRDの決議無しに大統領は解任出来る。

州長官の行為の調査が必要な場合は大統領の承認をようする。又調査結果は完了後2日以内に大統領に報告されねばならない。

インドネシアの地方自治法(2)

法律1999年 第22号 PEMERINTAHAN DAERAH

x) 首長の財政

地方自治の正副首長の財政ポジションは政令により決定される

xi) 地方自治の機関

地方自治の機関として官房 (Skretariat Daerah)、サービス部署 (Dinas Daerah)、他技術的機関を設ける。

- a) 官房の長官は公務員の中より DPRD のリードで選定、州長官 (県の場合は知事、市の場合は市長) が任命する。

官房は長官を補助し政策の立案、その他サービス部署等との協働を促進する。

- b) Dinas Daerah は地方政府の行政機関である。

その長は公務員より官房の助言を得て、州長官 (県の場合は知事、市の場合は市長) が任命する。Deconcentration の原則より州長官を政府の代表として移管された業務は州のサービス業務である。

- c) 中央政府が権限を持つ事項の地方での実施は中央政府の垂直的機関が担当する。

- d) 郡(Kecamatan)は県・市の機関でその長は Camat と称する。Camat は公務員の中より、県・市の官房の助言を得て知事・市長が任命する。

- e) 村は郡の機関でその長は Lurah と称し郡長の助言で知事・市長が任命する。村は郡の業務の一部を受ける。

5. 地方の法の制定

- a) 地方の首長は地方の自治及び高位の法律の詳細実施として、DPRD の同意を得て地方自治令を制定できる。

- b) 地方自治令はその違反に対し、法施行強制フィーとして刑罰を課す事が出来る。刑罰は最高6ヶ月の刑又は最高 Rp5,000,000 の罰金、該当資産の没収を伴う事も可。

- c) 地方の首長は地方自治令や法律の施行に関し決定書を規定出来る。

- d) 地方自治令及び決定書は地方自治官報に公告されねばならない。

- e) 地方自治令及び決定書の違反の摘発・起訴は法に従った者が行うが地方自治令により他の者を指名しても良い。

6. 地方公務員

- a) 地方に勤務する国家公務員、地方公務員の規範、基準、採用・異動・解雇に関する事項、年金・給与・福祉、教育・訓練に関する事項は法律で定める。

- b) 採用・異動・解雇、年金・給与・福祉、教育・訓練に関する事項は地方自治令で法律の範囲内で制定する事が出来る。

- c) 州は公務員の行政、キャリアを監視する。

7. 地方財政

- a) 地方行政及び DPRD の実施は地方予算の中で支弁される。
- b) 地方予算の収入は下記：
 - i) 地方固有の収入
 - a) 地方税
 - b) 地方課徴金 (Retribusi Daerah)
 - c) 地方自治体企業、地方自治体の物として分割されたものの経営から得た利益。
 - ii) 地方交付金 (平衡資金 Dana Perimbangan, Equilibrium)
 - iii) 地方自治体の借入金
 - iv) その他、地方自治体の収入
- c) 地方交付金
地方交付金は下記のものからなる。
 - i) 土地・建物税の地方自治体取り分、土地・建物名義書き換え料及び天然資源からの収益。
これはその地方自治が直接収納するが、鉱山資源に関する物は比率で収納する部分もある。
 - ii) 一般割り当て金
 - iii) 特別割り当て金 (Dana Alokasi Khusus)
- d) 地方自治体の借入
 - i) DPRD の承認を得る事が第 1 条件
 - ii) 国内からの借入は当該法に従い、且政府に報告すれば良いが、外国からの借入は政府の承認が必要。
- e) 地方税・地方課徴金
地方税・地方課徴金は法律で定めるが、地方自治体はその法律に則り、税率、手続きを定める事が出来る。
- f) 地方の基盤を強化するため政府は財政・非財政的インセンティブを供与するがこれは政令で定める。
- g) 地方自治体が所有する資産の質入れ、譲渡は出来ない。その資産に関する法律行為、市民との紛争解決、その他償却する必要があるれば DPRD の承認を要する。
- h) 地方予算の制定
 - i) 国家予算の制定後 1 ヶ月以内に地方予算の歳入と歳出を地方自治体令で定める。変更は予算年度終了前 3 ヶ月前に自治体令で定める。
 - ii) 地方自治体の決算は年度終了後 3 ヶ月以内に完了せねばならない。
 - iii) 予算に関する地方自治体令は県・市の場合は州長官に、州の場合は大統領に提出されねばならない。

8. 協力及び紛争の解決

- a) 地方自治体間の協力

- b) 他の機関との協力
- c) 外国機関との協力：政府の主管分野でない事
- d) 紛争はムシャワラにより政府が解決するが、不満があれば最高裁に委ねる。

9. 都市部 Urban Areas (Kawasan Perkotaan)

Kawasan Perkotaan とは県に所在する都市部、開発により村落が都市化したもの、二つ以上の境界線を持ち、社会的、経済的に一体化した部分がある。

- a) 都市に隣接した県はその都市部分に協同でその部分を経営する機関を設ける事が出来る。
- b) 村落に都市部を開発するものはその村落の長に瀕委任を有する経営機関を設立しなければならない。その場合村落の社会、民間個人の参加させる義務がある。

10. 村 Desa

- a) 村は住民の発意により、県の同意と DPRD の同意の下、新設、廃止、統合が可能である。
- b) 村の政治は村政府とその代表部を作らねばならない。村の政治は村長(Kepala Desa)とその機関とで構成、村長は村人の候補者から住民の直接選挙で多数決で決定、村の代表部で決定後、県知事が認定する。村長の任期は最高 10 年若しくは 2 回の就任とする。
- c) 村長の資格
 - i) 村に居住するインドネシア国籍
 - ii) 神への献身、パンチャシラと 4 5 年憲法を遵守
 - iii) パンチャシラ・4 5 年憲法違反、共産党 G30S に参加していない事
 - iv) 25 才以上の中学卒
 - v) 身体、精神面の障害がない、誠実・公平、無犯罪。
 - vi) 村に精通、村の慣習を充足するもの等。
- d) 村長の権限
 - i) 村に存在するオリジナルな権限
 - ii) 地方自治体、中央政府が行わない或いは権限委譲する部分
 - iii) 地方自治体、中央政府の権限委譲又は補助業務は財政とインフラ・人材の支援を伴わねばならない。
- e) 村長の義務
 - i) 村落行政の遂行
 - ii) 住民の性格、村落の経済の支援
 - iii) 住民社会の平和と安定の確保、村の紛争の解決
 - iv) 村を代表。県知事への報告。
 - v) 村長の解任は村代表部の助言をえて、県知事が行う。
- f) 村代表部 Badan Perwakilan Desa
村野慣習を保護、村野規則を立案、住民の意見の汲み上げ、行政の監視をする機関として、選挙により選ばれる。

g) 村の財政

i) 村の収入は下記よりなる。

a) 村のオリジナルな収入

(1) 村の事業からの収入

(2) 村の資産からの収入

(3) 法的にむらに帰属する収入

(4) その他自助努力、相互協力(gotong royong)、資本参加等

b) 県の補助

(1) 地方税、地方課徴金の一部

(2) 地方交付金の一部

c) 中央政府、州政府の援助金

d) 第三者の寄付金

e) 借入

ii) その他予算に関する事項は前述地方自治体の予算に準ずる。

11. 地方自治に関する諮問機関

a) Dewan Pertimbangan Otonomi Daerah を大統領への助言機関として設置。

b) 助言の内容は下記の事項

i) 地方の新設、廃止、統合、拡大に関する事項

ii) 中央と地方の財政均衡に関する事項

iii) 県・市の行政面の能力査定

c) その構成は、大蔵大臣、内務大臣、官房長官、地方自治体協会、DPRD が選出する地方代表からなる。

d) 6ヶ月に1回の定例会議。

12. その他

a) 共和国首都のジャカルタは別途の法令に従う。

b) アチェ、ジョクジャカルタ特別州はこの法律に従う。

c) 京チモールは別途規定される特別自治が与えられる。

d) 県・市と同じ権限が、港湾、空港、鉱区、森林、観光地域、高速道路等に与えられる。

e) バタム市、ブンチャク県等は自治体 (Otonomi Daerah) に昇格しうる。

インドネシアの国家の統一を堅固にする為の、地方の自治権の拡大が必要であるが、それに向けて、99年5月に地方自治法が改正され、併せて地方財政に付いても地方財政均衡法が發布された。

地方へ財政基盤を強化する為、地方所在の資源の配分率を高めるのを旨とした筈であるが、その実施の詳細決定権は未だ中央政府が握っている。両者の責任の境界が不明瞭な点、或いは管理の教育の質の違いから来る支配・服従体質も指摘されている。今回の地方自治法改正の特徴は地方自治を州レベルから県・市レベルにも下ろして行こうとする点である。それに伴う行政の責任を全うできる迄の意味で施行は2年後とされている。その間に実施の詳細規定が必要で、その数は12となるが、この立案決定は中央政府に委ねられていると言う事である。

1. 地方財政の原則

- (1) 地方分散化 (Decentralization) の地方行政は地方自治体予算 (APBD: Anggaran Pendapatan dan Belanja Daerah) により賚られる。
- (2) 集中排除化 (Deconcentration) による中央政府の業務を地方の機関によりおこなわれる業務は国家予算 (APBN) が負担する。
- (3) 中央政府の業務を地方政府がアシストする場合の経費も APBN 負担。地方への権限委譲は予算措置を付けて行う事。

2. 地方自治体予算の収入

下記のものからなる。

(1) 地方の独自の収入

- a. 地方税の収入
- b. 地方課徴金の収入
- c. 地方自治体所有の企業又は所有の資産からの収入
- d. その他地方自治体の法的に認められた収入

(2) 財政均衡資金 (Equilibrium Fund: Dana Perimbangan)

下記のものからなり、総額を国家予算 APBN に区分計上されねばならない。その計算、割り当ての詳細は政令で別途定める。

a. 土地建物税、同取得税呼び天然資源からの一部

- * 国庫入金の土地建物税の 90% は地方に、同取得税は 80% が地方に分配され、且残りの政府の取り分も県・市レベルに分配される。
- * 森林、一般鉱産、漁業の天然資源は 80% が地方に分配される。
林業の場合、HPH の課金は 内州が 16%、産出する県・市で 64%、
その他の林業収入は州が 16%、産出県・市で 32%、その他県・市で 32%。

一般鉱物の場合、固定課金 (Hand Rent) は 州が 16%、産出する県・市で 64%、その他のロイヤリティ等は州が 16%、産出県・市で 32%、その他県・市で 32%。

漁業の収入の 80% は全ての県・市で分配する。

- * 石油の天然資源は現行法の税金を控除後、その 15% を産出された地方に分配される。内 3% は当該州、6% は産出県・市、残りの県・市で 5%。
- * ガスの天然資源は現行法の税金を控除後、その 30% を産出された地方に分配される。内 6% は当該州、12% は産出県・市、残りの県・市で 12%。

b. 一般割り当て資金

- * 国家予算 (APBN) の国内歳入の最低 25% を一般割り当てに充て、その 10% が州へ、90% が県・市に分配される。州とお県・市で権限委譲がなされている場合は分配率は調整出来る。
- * ある州・県・市への分配率は全体の一般割り当て資金の、当該地方への分配金額が占める割合で定める。
- * 各地方自治体への分配比率は、地方の必要度 (人口、面積、所得を照らし) 又地方の経済の潜在能力 (産出収入、工業、天然資源、人的資源、GDP) を勘案したウエイトで計算される。
- * 上記の計算は地方財政均衡局でなされる。

c. 特別割り当て資金

- * 特別割り当て資金は特別な地方の特別な必要資金の援助の為、APBN の余裕を勘案し分配される。
- * 必要資金は国のコミットメント、優先的扱いから見て必要であり、一般割り当て資金で賄い得ないものを言う。
- * 植林資金は特別割り当て資金として利用され、その 40% が当該産出地方に分配される。その使用は緑化事業に限定される。

(3) 自治体による借入

- 1) 自治体は自治体財政の資金繰りの必要性からの短期資金、或いはインフラ建設の為の長期資金を国内借入又は中央政府を通じての海外借入を行う事が出来る。インフラ建設は公共の利益になり、自治体の資産として、借入の返済原資を生み出す物でなければならない。
- 2) 自治体の借入は自治体議会の承認を得、自治体官報にて公告しなければならない。それは別途定められる自治体の借入限度を超えてはならない。又自治体は将来財政に負担となる保証行為の一切を禁止される。
政令の内容：借入の種別、借入先、使用セクター、限度、借入期間、手続き等。
- 3) 借入の返済は APBD の中で最大の優先順位を持つ項目とされ、若し中央政府への借入返済を怠った場合、中央政府は一般割り当て資金より相殺する。

4) 自治体は緊急の場合、APBN よりの資金を借り入れる事が出来る。

緊急の例：政府が国家災害を宣言する様な災害。

3. 集中排除化の業務移管等の経費負担

- (1) 集中排除化 (Deconcentration) の必要経費は政府の省庁から、州長官に分配される。
- (2) 地方における上記資金の管理は Decentralization の資金と区分し管理されねばならない。Deconcentration の予算にその収入、支出を記載し管理される。
- (3) 予算過大の剰余金は国庫に返金される。
- (4) 上記の資金の管理状況は政府の機関により監査される。
- (5) 詳細は政令にて定める。
- (6) 省庁のアサインによる補助業務についての規定も上記に準ずる。(18条省略)

4. 予算の管理

- (1) 全ての Decentralization の収入と支出は予算(APBD)に計上する。
支出が収入を上回ってはならない。
- (2) 国家予算の策定後、1ヶ月以内に APBD を地方自治体の規則に則り作成する。
その変更は年度終了前3ヶ月以前なら行える。APBD の決算は年度終了後3ヶ月以内に作成する。
- (3) 地方自治体は自らの収入を原資として、準備金を設定出来る。その設定は規則に則り、又管理の為、APBD に計上される。
- (4) 予算の管理、手続き、システムは自治体規則に規定する。
- (5) 自治体の首長は行政の責任報告を自治体議会に提出、議会は公開の委員会で受け入れか拒否かを議決する。
財政の経営或いは説明責任の原則は政令に定める。
- (6) 中央政府は地方財政情報システムを構築、その情報は住民に公開される。
詳細は大蔵省令で決定する。

5. 地方財政均衡局

- (1) 地方財政均衡局 (Sekretariat Bidang Perimbangan Keuangan Pusat & Daerah) の職務は財政均衡、財政経営に関する地方自治諮問委員会のリコメンデーション、(具体的には地方自治体毎の一般割り当て額の決定) を作成する他、
- (2) その他の職務等は大統領令にて定める。
(メンバー数、資格、任期、選任手続きを含め)

6. 経過措置等

- (1) 現行の規定でこの法に矛盾しない部分は有効で、この法律発行後2年以内に調整される。
- (2) 過去に中央政府が直接金融をみた 事項の完了後徐々に地方自治体に移す。
- (3) 本法律施行により、1956年 法律第32号は無効となる。

別添 3

インドネシア国家開発計画(PROPENAS)の概要

J I C A 専 門 家 奥 山 明 作 成 資 料

インドネシア国家開発計画 (PROPENAS) の概要

- 1 名称：国家開発計画 (PROPENAS : PROgram PEmbangunan NASional
= National Development Program)
- 2 対象期間：2001年～2005年 (中期5ヵ年計画)
- 3 基本的考え方
 - 新国家開発計画 (Propenas) は、従来の国家開発5ヵ年計画 (Repelita) に代わるものとして、1999年10月の国民協議会 (MPR) で策定された国策大綱 (GBHN) に基づき、同月に発足したワヒド新政権の下で策定作業が行われ、2001年1月からスタート予定。
 - 各実施省庁や地方政府は、Propenas (案) も踏まえ、より具体的な各課題・セクターや各地方の中期開発計画 (Renstra や Propeda) を策定中。また、Propenas の詳細は、毎年度ごとに策定される年次開発計画 (Repeta) と国家予算案 (APBN) においてより具体的に反映される。
 - Propenas (案) では、①統一国家体制の維持と民主化、②法による統治・グットガバナンスの確立、③経済回復の促進と持続可能な経済発展基盤の強化、④国民福祉や文化の増進、⑤地方開発の5項目が国家開発の重要な政策課題として位置付け。
 - Propenas のマクロ経済フレームは、基本的には2000年1月にIMFと合意した経済再建のための趣意書 (LoI) および同年5月の改訂趣意書 (新LoI) 等を踏まえて策定。(MEFPの中期経済成長目標:年率5～6%、年物価上昇率5%以下、公的対外債務GNP比65%以下など)
- 4 Propenas の主な構成 (案)
 - 第1章 総論：一般概況、国家開発の展望と役割、開発政策課題等
 - 第2章 統一国家体制の維持と民主化：民主的な政治システム、国防・治安機能、軍の政治的役割等
 - 第3章 法の統治・グットガバナンス：法制度整備、基本的人権、行政の透明性、公共サービス向上等
 - 第4章 経済回復と持続的な経済発展：経済構造改革、経済社会基盤整備、天然資源と環境等
 - 第5章 国民福祉や文化：人口・家族計画、保健、宗教、教育、社会福祉、女性の地位、文化等
 - 第6章 地方開発：地方分権化、地方開発、地域社会の向上、アチェ等への特別措置等別紙A「マクロ経済フレームワーク」、別紙B「ポリシーマトリックス」
- 5 策定スケジュール (概要)
 - 2月中旬～ Bappenas による第1次案作成、国会等へ事前説明。Bappenas 内部で討議
 - 3月下旬～ Bappenas による第2次案作成。各実施省庁・機関、地方政府、一般国民・マスコミ、学会など各方面へ原案提示
 - 4月上旬～ Bappenas や主要都市でセミナー開催 (各方面への趣旨説明等)。原案の修正等
 - 5月下旬～ Bappenas で最終原案作成。政府案確定
 - 9月～ 国会へ政府案提出、国会審議
 - 10月 国会承認、PROPENAS 法制定 (UU Propenas)、公表
 - 10月 2001年度の年次開発計画および国家予算案の策定、国会審議
 - 12月末 REPETA 法制定 (UU Repeta)、2001年度国家予算の成立
- 6 留意点
 - Propenas は、従来の Repelita とは異なり、具体的な開発計画よりも重要な国家政策課題を踏まえた中期的な国家開発戦略の策定に重点。また策定プロセスが、従来のトップダウンではなく、各実施省庁や地方政府、有識者等の幅広い意見も踏まえ、透明性の確保や説明責任にも配慮。
 - Bappenas は、国家開発計画の企画・調整を行うとともに、各課題・セクター間や地方間の開発計画の調整を行い、国家開発計画と当該諸計画との整合性を確保することが重要な役割。

別添 4

国家開発における主要課題（骨子案）

J I C A 専門家 奥山明 作成資料

国家開発計画（Propenas）における主要課題（骨子案）

1. 統一国家体制の維持と民主化

- 国民協議会（MPR）や国民議会（DPR）の役割・機能の見直し、政治における軍の役割の見直し
- 選挙制度の整備、政党の役割の改善、公正で差別のない社会原則の確立
- 民主的な政治システムの確立、外交機能の向上、周辺諸国間協力の強化
- 国防・治安機能の向上

2. 法による統治とグッドガバナンスの確立

（法）

- 法制度整備、司法制度・機構の改革、法務執行能力の強化
- 国民の法意識・知識の啓蒙・普及活動、基本的人権の尊重
- 汚職防止委員会の設置、KKNの排除

（国家行政）

- 行政機構改革、行政法・規制の整備による行政の透明性・説明責任の確保
- 人材育成、公共サービスの向上、公務員の地方再配置、公務員制度改革

3. 経済回復の促進と持続可能な経済発展基盤の強化

（経済回復、経済発展基盤の構築）

- マクロ経済の安定化、金融セクター再建、民間債務管理
- 実体経済面での規制緩和、市場メカニズムの確立、外貨収入の増大、輸出振興
- 税収の増大、効果的な財政支出、中央政府と地方政府の財政均衡の実施、公的債務管理
- 貧困削減、零細・中小企業振興、雇用対策、産業技術・研究開発の振興、食糧の安定的確保、企業間競争環境の確保

（産業基盤の整備、天然資源と環境）

- 産業基盤整備、既存インフラの維持管理、民間・地域社会参加型インフラ開発
- 天然資源・環境の持続可能な活用や保全、情報整備
- 環境管理、公害対策、法制度・機構の整備

4. 国民福祉や文化の増進

- 人口統計、保健・医療の充実、社会福祉の向上、人口・家族計画の推進、女性の地位向上
- 宗教、科学技術振興、教育の拡充、文化の増進、青年・体育活動の増進

5. 地方開発の展開

（地域社会と村落開発）

- 地域経済・社会機能の向上、社会的弱者支援、透明な政治・社会システムの確立
- 総合村落開発、村落開発普及人材の育成、土地・水利管理能力の向上

（地方分権化）

- 地方行政能力の向上、地方行政制度・機構の改編、地方議会機能の改善

（地方社会経済開発、地方都市整備）

- 地域経済活性化、地方インフラ整備、後進地域の開発促進、戦略的地域の開発
- 地方都市の居住環境整備、土地利用計画整備

（特別地域）

- Aceh特別区、Irian Jaya州、Maluku州への特別措置：特別自治対応、地域社会への特別経済復興対策、公共サービスの向上、人材育成、人権侵害への適切な対処

別添 5

平成 1 2 年度 インドネシア「地方自治行政」コース実施要領

平成12年度

(第1回)

**インドネシア
地方自治行政コース
実施要領**

平成13年1月

国際協力事業団中国国際センター

目 次

1 . 研修コース名等	
2 . コースの背景・目的	
3 . 到達目標	
4 . 研修項目・研修方法	
5 . 研修参加資格要件等	
6 . 研修実施体制及び運営	
7 . 研修・宿泊施設	
8 . 研修付帯プログラム	
9 . 研修の評価	
別添 1	コース概念図
別添 2	研修日程
別添 3	コース関係者リスト
別添 4	インドネシア国資料
別添 5	

1. 研修コース名等

- (1) 研修コース名： 和文：「インドネシア 地方自治行政」コース
英文：Local Government Administration for Indonesia
- (2) コース開設年度：平成12年度
- (3) 研修期間：平成13年 1月 8日～平成13年 2月 11日
うち技術研修期間：平成13年 1月 15日～平成13年 2月 9日
- (4) 定員：10名
- (5) 実施機関：1) 広島県国際交流課
2) (財)ひろしま国際センター

2. コースの背景・目的

(1) 背景

インドネシアにおいては、1998年5月のスハルト政権崩壊後、地方分権の流れが加速しており、1999年5月には地方分権化関連二法（地方行政法、中央地方間財政均衡法）が成立した。これにより、中央政府の権限は外交、国防、司法、金融・財政、宗教、各種マクロ政策（国家計画、人材育成、戦略的技術・天然資源利用）等に限定するとともに、地方政府（州、県、政令市）に対して一定の自治権を与えることが予定されている。

一方、権限の委譲を受ける地方政府（州、県、政令市）は、今後自ら主体的に自治体運営を行うことを求められ、また地域のニーズに基づいた効果的な行政の実施と公共サービスを提供していかなければならない状況となっている。

こうした状況に対応するためには、地方自治、権限の委譲に携わる中央政府の行政官の啓発・能力向上とともに、地方政府の組織構造や人事制度の見直し、地方政府行政官の財政管理、政策企画立案、実施等の能力向上が不可欠となっている。

インドネシア政府はかかる状況のもと、公務員研修に関する技術支援を日本に対して求めてきており、日本政府は2001年3月より開始予定のプロジェクト方式技術協力（「インドネシア公務員行政能力向上プロジェクト」）による協力をはじめ、本件国別特設研修コースの新設等によりこの要請に応えていくこととしている。

(2) 目的

インドネシア国の地方分権化に伴う行政改革に係わる、中央政府課長クラスあるいは地方政府局長クラスの行政官を対象に、日本の地方自治沿革及び現行制度を紹介すると共に、地方政府レベルにおける行政官の人的資源開発、及び開発計画策定にかかる手法を理解させることを目的として実施するものである。

3. 到達目標

- (1) 中央集権から地方分権へ移行した明治以降の地方自治の沿革、及び今日における制度・法体系の概要を理解する。
- (2) 広島県及び県内市町村を事例とし、日本における地方自治体の役割と機能、及び都道府県と市町村の関係を理解する。
- (3) 地方政府レベルにおける行政官の人的資源開発手法を理解する。
- (4) 地域振興計画策定のプロセス及び手法を理解する。

4. 研修項目・研修方法

(1) プログラムオリエンテーション

はじめに、別添の資料に基づきプログラムオリエンテーションを実施し、各研修員が本コースの内容・進め方について把握できるようにする。

(2) ジョブレポート発表

各研修員は来日に際し、ジョブレポートを作成・提出している。このレポートの内容に基づき、インドネシア国の地方自治行政の現状について日本側関係者に対して報告すると共に、本コースで何を習得すべきかについて明らかにする。

日本側関係者は、要約を通読し、インドネシア国の状況や現在抱える問題点などを予め理解する。また、各研修員に対しては来日後に全員分のレポートを取り纏めたものを配布する。

(3) 技術研修

技術研修は主に4つの単元から構成されている。研修の前段では「地方自治制度概説」として日本における地方自治制度の概要を説明する。続いて広島県及び県内市町村の取り組みを事例とし、講義及び視察等を通じて「地方自治体の役割と機能」、「人的資源開発」、「地域振興計画」の各単元について理解を深める。

研修終盤においては、研修員、広島県関係者、JICA 関係者の出席により、次年度以降の研修方針及び研修項目について検討する「講座設定ディスカッション」、及び帰国後に本研修で得たことを自国の地方分権化、地方自治に活かす方法を模索する「行動計画ディスカッション」の二つを行う。後者で議論された行動計画はファイナルレポートに反映する。

なお、研修の円滑な実施と、高い効果を得るために、次の点に留意する。

講義と視察・実習の関連を明確にする。特に視察等においては、実施機関担当者が事前に目的をブリーフィングし、見るべきポイントや質問事項等を研修員が考えることができるようにする。

講義においては情報の伝達だけでなく、その中で各研修員が自国の状況と比較しながら理解し、その活用を考えることができるように質疑や意見交換の場を設定する。

(4) ファイナルレポート作成・発表

研修で得た知識、ならびに「行動計画ディスカッション」での議論に基づき、今後のインドネシア国の地方分権化、地方自治について検討を行い、帰国後の行動計画を作成・発表する。ファイナルレポートでは特にジョブレポート発表時に各研修員が課題として取り上げた内容に注目して作成することとする。

(5) カリキュラム

単 元	講 義 名	ね ら い	担 当	講義数
地方自治制度概説	地方自治制度序論	ジョブレポートを受けて、両制度の大まかな差異や用語の定義を確認する。	関係者	2
	地方自治制度の概要	地方自治の基本理念を説明する。また、中央集権から地方分権へ移行した明治以降の地方自治制度を理解する。	川崎教授	4
	教育制度の概要	教育制度の概要を理解する。	平川助教授	1
	地方税制度の概要	地方税制度を中心に税の種類及び制度の沿革等を理解する。	県税務課	1
	地方財政制度の概要	国、市町村との財政的関わり、資金の流れ及び財政計画等を理解する。	県市町村課	1
	地方議会制度の概要	地方議会制度の概要及びその意義と役割を説明するとともに、県議会議事堂を視察する。	県議会事務局議事課	2
地方自治体の役割と機能	県の概要等	地方自治体としての県を理解するための基礎データ（人口、面積等）を理解する。	県国際交流課	1
	県の組織と機能	広域的また国の施策と市町村の業務を連絡調整する機能を担う県の存在意義とその役割を理解する。	県地方公務員研修所	1
	市町村の行政サービス	県内市町村を視察し、実際の市町村の行政サービスを紹介し、また一部事務組合を視察し、広域行政の役割を理解する。	三原市	4
人的資源開発	地方公務員制度の概説	公務員の任用、人事、給与等に関する規則とその意義及び地方公務員の課題について理解する。	井上講師	3
	地方公務員の研修	地方公務員研修所を訪問し、公務員の育成方針、研修体制等を理解する。	県地方公務員研修所	1
地域振興計画	県の基本計画の作成	県の中期計画の説明と重要施策に関する基本的事項の企画及び総合調整の実務を理解する。	県政策企画局	4
	地域振興の事例	県内市町村の現況と県の地域振興施策について理解する。	尾道市 向島町 瀬戸田町	2
その他	ジョブレポート発表	インドネシアの地方自治の概要について発表してもらうとともに、研修員の課題を認識する。	関係者	2
	中間発表会	これまで学んだ日本の制度について理解度を深めるため、中間発表及び討論を行う。	関係者	1
	講座設定ディスカッション	研修全般を総括し、次年度以降の本コースのカリキュラムについて討議を行う。	関係者	1
	行動計画ディスカッション	ファイナルレポートで効果的なアクションプランを作成するため、様々な意見交換を行う。	関係者	1
	ファイナルレポート	日本とインドネシアの両制度を比較して長所・短所を明らかにし、アクションプランを作成する。	関係者	3
	県外視察	中央政府がある首都を視察する。（自治省等訪問）	県国際交流課等	6
	開・閉講式、表敬訪問等		県国際交流課、HIC等	2
計				43

(注) 各講義毎に質疑応答時間を設ける。

5. 研修員参加資格要件等

(1) 研修参加資格要件

応募要領に記載してある応募条件は、次のとおり。

所定の手続きに基づき、政府より推薦された者。

30歳以上の者。

大学を卒業した者、若しくは同等の学歴を有する者。

十分な英語力がある方が望ましい。

心身共に健康である者。

軍務についていない者。

(2) 人選方法、及び選考基準

本コースの応募要領に基づいて、応募国から提出された要請書により、主に応募条件の具備程度、要請度合等を総合的に検討し、国際協力事業団、広島県総務企画部国際交流課、(財)ひろしま国際センターが協議して選考する。

6 . 研修実施体制及び運営

(1) 実施体制

本コースは、国際協力事業団が(財)ひろしま国際センターに委託し、実施運営するものである。業務分担は以下の通り。

ア . 広島県総務企画部国際交流課

- ・ 研修日程の作成
- ・ 講師の選定
- ・ テキスト・資機材の計画
- ・ 研修視察旅行・見学先の計画

イ . (財)ひろしま国際センター

- ・ 講師との連絡調整
- ・ 研修施設の手配
- ・ 研修視察旅行、見学先の手配
- ・ 研修経費の処理

ウ . 国際協力事業団中国国際センター

- ・ 研修実施要領の作成
- ・ 研修監理員の配置
- ・ テキスト・資機材の手配
- ・ 研修員諸手当の支給
- ・ 研修実施報告書の作成
- ・ 開・閉校式、評価会、反省会の開催
- ・ 研修員の日常生活における生活指導

エ . その他

コース運営上、検討事項が生じた場合には、広島県総務企画部国際交流課、(財)ひろしま国際センター、国際協力事業団が協議を行うものとする。

(2) 研修監理員の配置

研修期間中、研修監理員(日本国際協力センター 岡本幸江、辻地江子)を配置し、業務調整及び通訳業務にあたり、コースの円滑な運営を図るものとする。

7. 研修・宿泊施設等

- (1) 研修実施機関 広島県総務企画部国際交流課
所在地：〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
TEL：082-228-5877
FAX：082-228-1614
- (財) ひろしま国際センター
所在地：〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-3-1
ひろしま国際プラザ内
TEL：0824-21-5900
FAX：0824-21-5751
- (2) 研修宿泊施設 国際協力事業団 (J I C A) 中国国際センター
所在地：〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-3-1
TEL：0824-21-5800 (代表)
FAX：0824-20-8082

8. 研修付帯プログラム

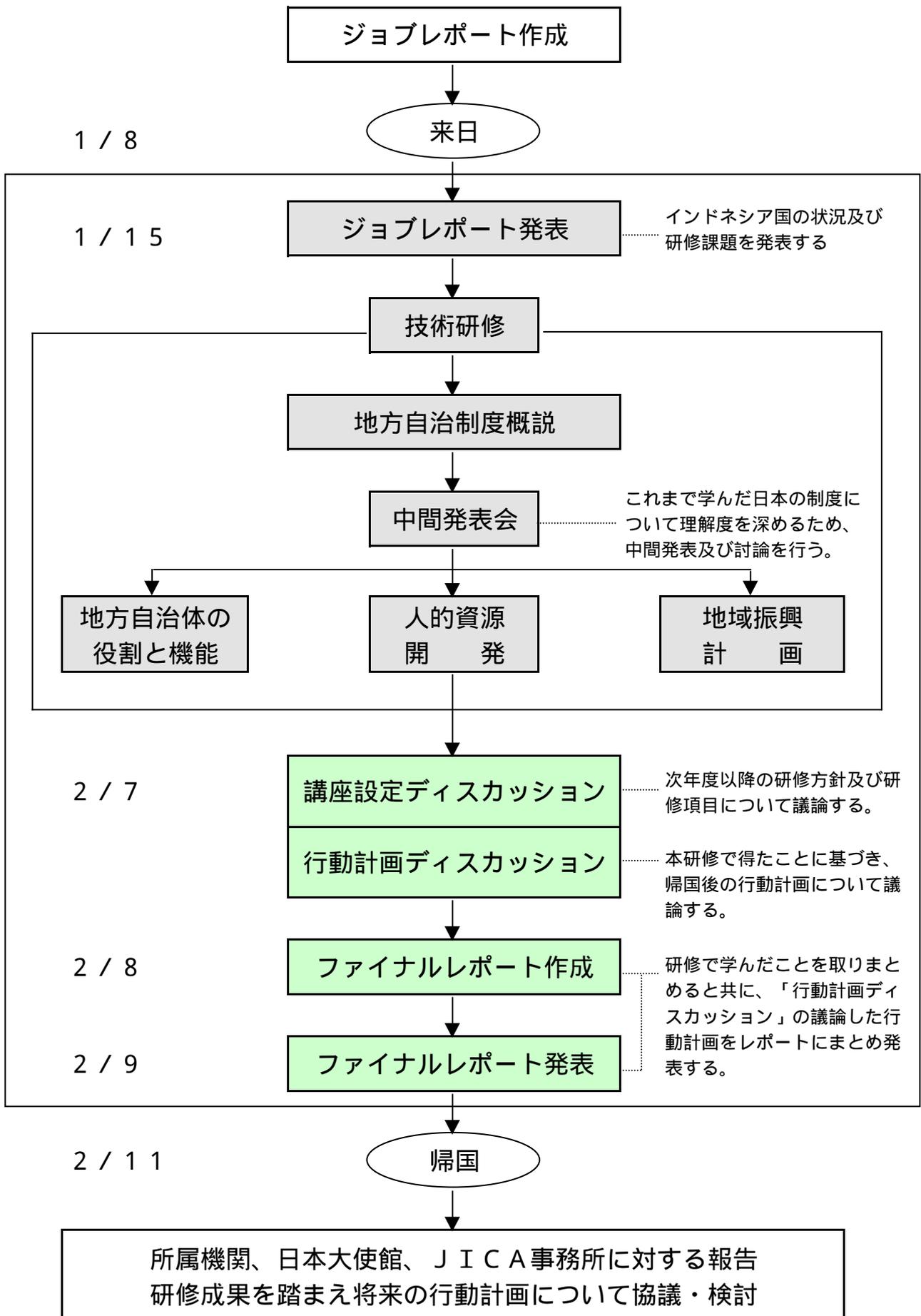
- (1) ブリーフィング
J I C A 中国国際センターにおいて、来日翌日から、来日事務手続き、滞在諸手当の支給及び日常生活の一般留意事項についてのブリーフィングを実施する。
- (2) ジェネラルオリエンテーション
ブリーフィングの他 3 日間、日本滞在中の必要知識として、日本事情の紹介を中心としたジェネラルオリエンテーションを (1) と同様実施する。

9. 研修の評価

研修目的、目標の達成度合いについて、的確に把握するとともに、今後の同コース運営の参考に資するため、次のとおり評価会等を実施する。

- (1) 評価会
各研修員から所定の報告書を提出させ、研修到達目標達成の自己評価・コース運営等全般に係るコメントを把握する。その後、コース全般の改善に資することを目的に研修員と関係者の意見交換を行う。
- (2) 反省会
提出された報告書類、講師の意見、見学先の感想、評価会における発言等を総合的に分析し、本コースの評価を確定するとともに、実施報告書を作成して次回コースの基本計画の改善をはかるため協議する。

平成12年度「インドネシア地方自治行政」コース フローチャート



インドネシア「地方自治行政」コース研修日程

月	日	曜日	項目	時間	研修内容	担当機関	役職	氏名
1	8	月			来日			
	9	火		終日	ブリーフィング	H I C 研修部		
	10	水		午前	プログラム・オリエンテーション	J I C A		
				午後	ブリーフィング	H I C 研修部		
	11	木		終日	オリエンテーション	H I C 研修部		
	12	金	地方自治体の役割と機能	午前	"			
				午後	広島県の概要	広島県総務企画部国際交流課	国際協力係長	功野 和正
	13	土						
	14	日						
	15	月		午前	開講式 カントリー・ジョブレポート	J I C A		
				午後	カントリー・ジョブレポート	広島県総務企画部国際交流課		
	16	火	地方自治制度概説	午前	地方自治制度序論	広島大学法学部	教授	川崎 信文 井上 裕雄
				午後	"	広島文教女子大学	講師	
	17	水	地方自治制度概説	午前	地方自治制度の概要	広島大学法学部	教授	川崎 信文
				午後	"			
	18	木	地方自治制度概説	午前	"	広島大学法学部	教授	川崎 信文
				午後	"			
	19	金	地方自治体の役割と機能	午前	県の組織と機能	広島県地方公務員研修所	主任教授	沼 彰彦
				午後	表敬，視察，マツダ視察 (新年交流会)	広島県総務企画部国際交流課		
	20	土						
	21	日						
22	月	地方自治制度概説	午前	教育制度の概要	広島大学国際協力研究科	助教授	平川 幸子	
			午後	地方財政制度の概要	広島県地域振興部市町村課	財政係主査(兼)係長	大和 耕一	
23	火	地方自治制度概説	午前	地方税制度の概要	広島県総務企画部税務課	企画係長	平山 直行	
			午後	中間発表会	広島県総務企画部国際交流課			
24	水	地方自治制度概説	午前	地方議会制度の概要	広島県議会事務局	議事課長	大下 和男	
			午後	県議会視察 インドネシア協会表敬	広島県総務企画部国際交流課			
25	木	地域振興計画	午前	県の地域振興計画の策定	広島県総務企画部政策企画局	主任企画員	脇本 修自	
			午後	"				
26	金	地域振興計画	午前	"	広島県総務企画部政策企画局	主任企画員	脇本 修自	
			午後	"				
27	土							
28	日							
29	月	人的資源開発	午前	地方公務員制度の概要	(財)ひろしま国際センター研修部	事務局長兼研修部長	今谷 弘文	
			午後	"				
30	火	人的資源開発	午前	"	広島県地方公務員研修所	教務課長	榎原 晃二	
			午後	地方公務員研修所訪問				
31	水	地域振興計画	午前	地域振興の事例	尾道市企画部広域振興課 向島町(洋らんセンター)	広域振興課長 研究員	村上 明雄 高橋知佐子	
			午後	"	瀬戸田町	助役	稲角利郎	
2	1	木	地方自治体の役割と機能	午前	市町村の行政サービス	三原市企画室	企画室長	安井 清司
				午後	"			
	2	金	地方自治体の役割と機能	午前	"	三原市企画室	企画室長	安井 清司
				午後	"			
	3	土						
	4	日						
	5	月		午前	東京(総務省, J I C A 本部)	広島県総務企画部国際交流課		
				午後	"			
	6	火		午前	"	広島県総務企画部国際交流課		
				午後	東京 広島			
	7	水		午前	講座設定ディスカッション・評価会	広島県総務企画部国際交流課		
午後				行動計画ディスカッション	広島県総務企画部国際交流課			
8	木		午前	ファイナルレポート作成				
			午後	"				
9	金		午前	ファイナルレポート発表会	広島県総務企画部国際交流課			
			午後	閉講式 上京	J I C A J I C A			
10	土							
11	日							

担当者所属	役職	氏名	電話 F A X	住所		e - m a i l
広島大学 法学部	教授	川崎 信文	0824-24-7251 0824-24-7212	〒739-8525	東広島市鏡山1-2-1	kawasaki@law.hiroshima-u.ac.jp
広島大学大学院 国際協力研究科	助教授	平川 幸子	0824-24-6941 0824-24-6941	〒739-8525	東広島市鏡山1-5-1	hirayuki@hiroshima-u.ac.jp
広島文教女子大学	講師	井上 裕雄	082-924-5108 082-924-5108	〒731-5145	広島市佐伯区隅の浜2-11-5	
総務省自治行政局国際室	室長	佐々木 淳	03-5253-5527 03-5253-5530	〒100-8926	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	
広島県総務企画部 国際交流課	課長	石本 俊憲	082-228-5877 082-228-1614	〒730-8511	広島市中区基町10-52	kokusai@pref.hiroshima.jp
	課長代理	松本 隆太郎				
	国際協力 係長	功野 和正				
	主任主事	沖田 真一				
	主事	岡 浩二				
広島県総務企画部 税務課企画係	係長	平山 直行	082-228-2111 082-222-1041	〒730-8511	広島市中区基町10-52	zeimu@pref.hiroshima.jp
広島県総務企画部 政策企画局企画調査班	主任企画員	脇本 修自	082-228-2111 082-212-4025			seisaku@pref.hiroshima.jp
広島県地域振興部市町村分権 推進局 市町村課財政係	主査(兼)係長	大和 耕一	082-228-2111 082-223-6313			shichouson@pref.hiroshima.jp
広島県 地方公務員研修所	主任教授	沼 彰彦	082-238-8261 082-230-3803	〒733-0001	広島市西区大芝2丁目15-16	kenshusho@pref.hiroshima.jp
	教務課長	横原 晃二				
広島県 議会事務局議事課	課長	大下 和男	082-228-2111 082-223-6320	〒730-8511	広島市中区基町10-52	gikaigiji@pref.hiroshima.jp
三原市	市長	山本 清治	0848-64-2111 0848-67-6009	〒723-0017	三原市港町840-5	
三原市企画室	室長	安井 清司				
三原市議会事務局	局長	是竹 早二	0848-67-6135	〒723-8601	三原市港町3-5-1	
尾道市企画部広域振興課 (瀬戸内しまなみ街道周辺地域 振興協議会事務局)	課長 (瀬戸内しまなみ街道 周辺地域振興協議会 事務局次長)	村上 明雄	0848-25-7111 0848-37-2740	〒722-8501	尾道市久保一丁目15?1	onomichi@hiroshima-cdas.or.jp
瀬戸田町	助役	稲角 利郎	08452-7-2211 08452-7-0147	〒722-2492	豊田郡瀬戸田町瀬戸田217	
瀬戸田町企画課	課長	松村 晃次				
向島町企画振興課	主任	半田 直紀	0848-44-0110 0848-44-2569	〒722-8510	御調郡向島町5208	
株式会社シトラスパーク	常務取締役	村上 修一	08452-6-3030 08452-6-3031	〒722-2403	豊田郡瀬戸田町瀬戸田 大字菰4985	
向島洋らんセンター	研究員	高橋 知佐子	0848-44-8808 0848-44-8808	〒722-0073	御調郡向島町3090-1	
(財)ひろしま国際センター	常務理事	藤阪 文俊	0824-21-5900 0824-21-5751	〒739-0046	東広島市鏡山3-3-1	hicc@hiroshima-ic.or.jp
	事務局次長 兼研修部長	今谷 弘文				
(財)ひろしま国際センター 研修第二課	課長	西迫 辰美	0824-21-5900 0824-21-5751	〒739-0046	東広島市鏡山3-3-1	hicc@hiroshima-ic.or.jp
	プログラム オフィサー	前川 知恵子				
	プログラム オフィサー	森 光重				
(財)日本国際協力センター	研修監理員	岡本 幸江	0824-21-6330 0824-20-8083	〒739-0046	東広島市鏡山3-3-1	jicechu@po.iiijnet.or.jp
	研修監理員	辻 地江子				
国際協力事業団 国際協力総合研究所	国際協力 専門員	花井 正明	03-3269-3851 03-3269-6992	〒162-8433	東京都新宿区市谷本村町10-5	mhanai@jica.go.jp
国際協力事業団 アジア一部東南アジア課	課長代理	渡辺 健	03-3252-5157 03-3252-5500	〒151-8558	東京都渋谷区代々木2丁目1-1	
	職員	長縄 真吾				naganawa@jica.go.jp
国際協力事業団 中国国際センター業務課	課長代理	佐藤 知子	0824-21-6310 0824-20-8082	〒739-0046	東広島市鏡山3-3-1	tomoko@jica.go.jp
	職員	甲賀 大吾				daigok@jica.go.jp

別添 4

インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)

平成12年6月現在

一 般 事 情	外 交 ・ 国 防	経 済 協 力
<p>1. 面積:約190.5万平方キロ(日本の約5倍)</p> <p>2. 人口:約2.04億(1998年「イ」政府発表)</p> <p>3. 首都:ジャカルタ</p> <p>4. 人種:大半がマレー系(ジャワ、スンダ等27種族に大別される)</p> <p>5. 言語:インドネシア語</p> <p>6. 宗教:イスラム教87.1%、キリスト教8.8%、ヒンズー教2.0%</p> <p>7. 略史 (国 章)</p> <p>7世紀:スマトラを中心に仏教王国スリウィジャヤ王国が成立。以後ジャワを中心に仏教、ヒンズー王国が興る。</p> <p>13世紀:イスラム教の伝来(アチェ地方)</p> <p>1512:ポルトガル、モルッカ諸島のアンボンを占領</p> <p>1602:オランダ、ジャワに東インド会社を設立。植民地経営に乗り出す。</p> <p>1945:インドネシア独立宣言</p> <p>1967:スカルノ、大統領の権限をスハルトに移譲。</p> <p>1998:ハビビ、スハルトに代わり大統領に就任。</p> <p>1999:アブドゥルワヒド大統領、メガワティ副大統領選出。</p>	<p>1. 外交基本方針:</p> <p>ASEANと連帯、非同盟・積極自主外交。西側諸国との協力関係維持。(1991-92年1991-7は臨時憲法)</p> <p>2. 軍事力:</p> <p>(1) 予算 約1.6億ドル(99/00年度) [財政赤字6.5%]</p> <p>(2) 兵役 志願制</p> <p>(3) 兵力 正規軍48万人(97/98年版) [別添別添]</p> <p>(陸軍23.5万名、海軍4.7万人、空軍2.1万人)</p> <p>その他国家警察17.7万人</p> <p>経 済</p> <p>1. 主要産業: 鉱業(石油、LNG、アルミ、錫)、農業(米、ゴム、パーム油)、工業(木材製品、セメント、肥料)</p> <p>2. GDP(名目、億米ドル、「イ」統計) 1,769(94)</p> <p>2,011(95)、2,168(96)、2,270(97)、1,970(98)、1,975(99)</p> <p>3. 一人当りGDP(名目、米ドル、「イ」統計): 920(94)、1,023(95)、1,155(96)、1,089(97)、499(98)、680(99)</p> <p>4. 経済成長率(実質、%、「イ」統計): 6.5(93)、7.5(94)、8.2(95)、7.8(96)、4.7(97)、-13.0(98)、0.1(99)</p> <p>5. 物価上昇率(%、「イ」統計): 4.9(92)、9.8(93)</p> <p>9.2(94)、8.6(95)、6.5(96)、11.1(97)、78(98)、2.0(99)</p> <p>6. 総貿易額(億米ドル、「イ」統計)</p> <p>(1) 輸出 454(95) 498(96) 534(97) 488(98) 485(99)</p> <p>(2) 輸入 406(95) 429(96) 417(97) 273(98) 239(99)</p> <p>7. 貿易品目</p> <p>(1) 輸出 石油・天然ガス、繊維、合板、履物、ゴム</p> <p>(2) 輸入 石油製品、機械、自動車部品、鉄鋼板</p> <p>8. 貿易相手国(98年、「イ」統計):</p> <p>(1) 輸出 シンガポール(30%)、日本(19%)、米(14%)</p> <p>(2) 輸入 日本(16%)、米(13%)、シンガポール(9%)</p> <p>9. 通貨: ルピア (Rp)</p> <p>10. 為替レート: 1米ドル=8,110ルピア(2000年6月5日)</p> <p>11. 経済概況: 97年7月中頃よりのルピア危機により、外資導入、非石油・天然ガス産品分野以外の輸出志向産業の振興をベースに推進されてきた積極的な開発政策は大打撃を受けた。IMF合意に基づいた、包括的な経済構造改革、特に金融セクター改革による、国際市場の信頼回復に努力中。新政権は2000年1月20日に財政赤字を圧縮し歳入増を組み込んだ来年度予算を発表、同時に民間債務及び金融改革を一層円滑に進展させる内容を盛り込んだIMF補足合意も発表された。</p>	<p>1. 我が国の援助実績(累積): 98年ODA実績: 1,086.61億円</p> <p>(1) 有償資金協力(66-98年度、E/N-ス) 3兆4,322億7,300万円</p> <p>(2) 無償資金協力(68-98年度、E/N-ス) 1,896億3,000万円</p> <p>(3) 技術協力実績(66-97年度、JICA-ス) 1,965億1,400万円</p> <p>2. 主要援助国(1997年、二国間ODA支出純額: 790.5百万ドル)</p> <p>(1) 日本 62.9% (2) 独 14.6% (3) 豪 9.9% (4) 英 7.2% (5) オース 6.1%</p> <p>二 国 間 関 係</p> <p>1. 政治関係:</p> <p>経済上の相互依存関係を背景に両国の友好協力関係は一層発展。</p> <p>2. 経済関係:</p> <p>(1) 対口貿易(通関統計)</p> <p>(イ) 主要品目</p> <p>輸出 石油・天然ガス、合板、金属原料、魚介類</p> <p>輸入 機械類、金属製品、化学品、鉄鋼</p> <p>(ロ) 貿易額(百万米ドル)</p> <p>輸出 12,917(94) 14,214(95) 15,186(96) 14,629(97) 10,841(98)</p> <p>輸入 7,672(94) 9,971(95) 9,052(96) 10,188(97) 4,310(98)</p> <p>収支 5,245(94) 4,243(95) 6,134(96) 4,441(97) 6,531(98)</p> <p>(2) 我が国からの直接投資(単位百万ドル、「イ」側統計)</p> <p>1,563(94) 3,792(95) 7,655(96) 5,421(97) 1,300(98) 644(99)</p> <p>3. 文化関係: 在日「イ」留学生数 827人(99年12月現在)</p> <p>対「イ」文化無償協力累計(76-97年度) 43万 17億7,120万円。</p> <p>日本文化センター(東京)による交流の他、民間文化交流も漸増。</p> <p>4. 在日「イ」初人数: 10,581人(1999年12月末現在、在日「イ」初人数統計)</p> <p>5. 在留邦人数: 98年5月の政情不安以降帰国の動きが加速。情勢鎮静化後増加したが選挙前に減少に転じた(99年月12月: 11,660人; 前年同月比)</p> <p>6. 要人往来(1990年以降):</p> <p>(1) 往 天皇・皇后陛下(91.10)、前首相(93.8.94.8)、前首相(90.5)、前首相(93.1)、前首相・前外相大臣・前大臣(ASEC議長)の来(94.11)、前首相(97.1.98.3)、前首相(99.11)、中東外相(91.6)、島根県知(96.7)、新潟県知(98.11.99.7)、前首相(93.4) 前首相(95.8)、前首相(96.9)、新潟県知(98.9)、前首相(00.4)</p> <p>(2) 来 スムバト大(92.9.93.7.95.11)、アブドゥルワヒド大統領(99.11.00.4) ハビビ大統領(98.3)、スマタモ大(92.4)、アミン・ライオン大(00.2)、大(95.7.96.6.97.7) アタス大(90.6.92.2.92.6.93.7.95.11.99.6)、ハビビ大(90.11.92.12.93.6.94.6.95.9.96.5)、キアガ大(95.6.96.5.96.10.97.6.98.5.98.7.98.10.99.1.99.7)</p> <p>7. 二国間条約・取極:</p> <p>日・「イ」平和条約(1958年)、日・「イ」賠償協定(1958年)</p> <p>日・「イ」友好・通商条約(1963年)、日・「イ」航空協定(1963年)</p> <p>日・「イ」科学技術協定(1981年)、日・「イ」租税協定(1982年)</p>
<p>政 治 体 制 ・ 内 政</p> <p>1. 政体: 共和制</p> <p>2. 元首: アブドゥルワヒド大統領(99年10月20日第4代大統領)</p> <p>3. 国会: (議院) 国会(議院)の議決は1999年2月1日施行)</p> <p>(1) 国会(DPR): 定数500名(うち国軍に38議席配分、残り462名を州単位の比例代表制度で選出: 従来と同議席)</p> <p>(2) 国民協議会(MPR): 国権の最高機関。国会議員500名と地方代表135名と団体代表65名、計700名(従来1000議席)。</p> <p>4. 内閣: 国家統一内閣(1999年10月26日成立)</p> <p>(内閣は大統領の補佐機関で、大統領が國務大臣の任免権を有する) 外相: アルウィ・シハブ外相(1999年10月就任)</p> <p>5. 内政: 98年5月、スハルト大統領が辞任し、ハビビ副大統領が大統領に就任。99年6月7日、新しい選挙制度の下で総選挙が実施され、10月20日、国民協議会においてアブドゥルワヒドが第4代大統領に、翌21日にワヒド闘争民主主義党総裁が副大統領にそれぞれ選出された。10月26日に開閣。</p>		

平成12年度インドネシア「地方自治行政」研修員名簿

J00-25001

国・D番号	写 真	氏名・生年月日	最 終 学 歴	現 職	研修で希望すること
1. インドネシア D0010788		Mr. Dadang Solihin ダダン・ソルヒン 1961.11.6. (39)	-1987 Master of Economics, Colorado University (USA) 経済学修士、コロラド大学(米) 1998- Will Be Dr.of Economics PADJADJARAN University (Indonesia) 経済学博士取得中 パジャジャラン大学	2000- Head Division for Local Government Apparatus Empowerment 地方自治体支援強化課長 National Development Planning Agency (BAPPENAS) 国家開発企画庁	日本がいかに地方分権を県、市町村で効果的に実施しているかを学びたい。
2. インドネシア D0010797		Mr. Deddy Supriady デディ・スプリアディ 1954.12.19 (46)	-1996 Ph.D. Regional Science Cornel University (USA) 地域学博士、コーネル大学(米)	2000- Head of Center for Public Policy Management Study 公共政策管理調査センター長 National Institute of Public Administration (LAN) 国家行政院	インドネシアでは地方分権化が進められており研修によって地方分権政策と実践の知識等を高めたい。
3. インドネシア D0011063		Mr. Endang Kosasih エンダン・コサシ 1956.12.9. (43)	-1999 Master of Human Resource Development, University of Indonesia 人的資源開発修士、 インドネシア大学	1997- Head of Division Division of Recruitment and Selection C 国家人事院 採用 C 課長	研修で日本の地方行政について新しい知識を得て、日本がどのように地方行政を発展させてきたかを学ぶことを期待している。
4. インドネシア D0011124		Ms. Nunung ARYATI ヌヌン・アルヤティ 1955.1.13. (45)	-1992 University Degree, Institute of Public Administration Rep. of Indonesia 行政学士、 インドネシア公共行政大学	2000-Sub Division for Marching Program compatibility, Division for Planning, Directorate General for Regional Development – Ministry of home Affairs 地域開発総局企画課融和プログラム係長(BANGDA 内務省)	地方行政、地方公務員制度等の基礎的な概念を理解したい。近年の自治推進の動向の中で私の職務は特に地方行政に関連しており研修で得る幅広い概念が役立つであろう
5. インドネシア D0011137		Mr. RIZARI Aris リザリ 1959.12.30. (42)	-1998 MSI of Local Government, University of PADJADRAN 地方行政修士 パジャジャラン大学 (インドネシア)	2000-Local Finance Analyst Ministry of Home & Regional Autonomy Affairs 内務地方自治省 地方財政官 (アナリスト)	地方分権化を目指して行政改革に関わっているインドネシアの行政関係者にあらゆる面で幅広い知識を技術を普及したい。

国・D番号	写 真	氏名 生年月日	最 終 学 歴	現 職	研修で希望すること
6. インドネシア D0011447		Mr. I Made KANDIYUANA マデ・カンディユアナ 1950.12.31. (50)	Ph.D. Marketing Concentration Jakarta Institute of Management Study. マーケティング・コンセント レーション博士 ジャカルタ経営単科大学 (インドネシア)	1998- Secretary Board of Local Development Plan of BALI (BAPPEDA) バリ州開発企画局官房室秘書官	研修は地方行政にとって大変重要であり バリ州政府の職務に役立つことを期待す る。
7. インドネシア D0011448		Mr. Abdul Wahid アブドゥル・ワヒド 1960.09.09. (40)	-2000 Regional Development Gadjah Mada University 地域開発専攻 ガジャマダ大学 (インドネシア)	1999- Head of Sub Section Document and Information of Regional Development Planning board at North Sumatra Province 北スマトラ州開発企画局 文書情報課長	地方開発計画委員会は特に、インドネシ ア、マレーシア、タイの経済発展地域に関 連している文書・情報課の日常業務が円滑 に進むよう期待している。
8. インドネシア D0011520		Mr. David Bangun Jaya SIREGAR デビッド・バグンジャヤ・シレガル 1963.05.20. (37)	-2000 Master of Science, Urban Infrastructure Management, IHE (Netherlands) 都市基盤管理修士 IHE (オランダ)	Staff of Physical and Infrastructure Division, Regional Development Planning Board (BAPPEDAA), Province of South Sumatra 南スマトラ州開発企画局 社会基盤課職員	1999年の法令第22号と第25号を州内の地 方行政に適用するために自治と地方分権 化実施についての能力と知識を高めたい。
9. インドネシア D0011520		Mr. Putut MARHAYUDI プトウト・マルハユディ 1962.07.07 (38)	-1999 Master of Finance, Magister Management, UNTAN (Indonesia) 財政管理修士 タンジュブラ大学 (インドネシア)	1997- Head Section Industry and Mining Regional Development Planning Board of West Kalimantan Province (BAPPEDA PropinsiKalbar) 西カリマンタン州 開発企画企画局 鉱工業課長	地方分権制度の実施と準備に向けて能力 を向上させ経験を積むことができることを期 待している。